



ふくしま

2023

4

広報

揮毫 / 名誉町民 秋元 貢氏 (第58代横綱千代の富士)



No. 797

令和4年度 第76回 卒業証書授与式



今月号の内容

- | | | | |
|---------------------|-----|----------------------|-----|
| ■ 行政執行方針 | P 2 | ■ ご存じですか？福島町のさまざまな制度 | P32 |
| ■ 教育執行方針 | P 9 | ■ 国民健康保険税改正のお知らせ | P34 |
| ■ 令和5年度予算概要 | P12 | ■ ごみ減量化に関するお願い | P35 |
| ■ 令和5年度大型事業について | P14 | ■ 浄化槽整備事業のお知らせ | P36 |
| ■ 町長のしごと日記 | P16 | ■ マイナンバーに関するお知らせ | P37 |
| ■ 第2青函トンネル特別講演会 | P17 | ■ 診療所だより～やまゆりの風～ | P38 |
| ■ 町議会定例会3月会議 | P18 | ■ マリンビジョンニュース | P39 |
| ■ タウン情報 | P20 | ■ 消防団員募集のお知らせ | P40 |
| ■ 各種お知らせ | P21 | ■ 国民年金のお知らせ | P41 |
| ■ 田代さんの派遣レポート | P23 | ■ 生涯学習コーナー | P42 |
| ■ 卒業式特集 | P24 | ■ 図書室NEWS | P44 |
| ■ 青少年交流センター竣工 | P26 | ■ 行事予定 | P45 |
| ■ 障がい福祉サービス・制度のお知らせ | P28 | ■ ちびっこギャラリー ほか | P46 |
| ■ 北海道知事・道議選挙のお知らせ | P30 | | |



北方領土返還要求運動のシンボルの花「千島桜」



令和5年度 町政執行方針

3月8日(水)から開催された『町議会定例会3月会議』において、鳴海町長と小野寺教育長より、まちづくりの方針である「町政執行方針」と「教育行政執行方針」が表明されました。
鳴海町長と小野寺教育長が示した方針についてお伝えします。



福島町長 鳴海清春

I はじめに

2019年12月に中国武漢市で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから早4年目を迎えております。

当町では、議会及び町民の皆様のご協力によりワクチン接種など早め早めの予防対策を講じたことにより、渡島管内で一番少ない感染状況となっております。

政府は、感染症法上の位置づけを現行の「2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」に連休明けの5月8日から移行する方針を決定しておりますが、引き続き町民の皆様の協力を得ながら予防対策に努めてまいります。

岸田首相は、国会における施政方針演説において、少子化対策、子ども・子育て政策を最重要課題と位置づけ、積極的な取り組みを進めるとしております。

私は、国全体の人口が減少する中で、人口減少、子育て対策は国全体の課題であり、政府が本格的に取り組む姿勢を表明したことを歓迎し、これまで当町が国に先駆けて実施してきた子育て対策と連携を深めることで、子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境の充実に更に努めてまいります。

町においては、第5次福島町総合計画・後期実施計画の最終年を迎え、福島商業高校存続に向けた高校の魅力化、基幹産業である昆布養殖及びウニなどの前浜資源の安定的な確保に向けた総合的な種苗センターの建設、そして町民の憩いの場である新たな吉岡温泉の建設などの大型事業を進め

てまいります。

また、今年度は第6次福島町総合計画の策定の年となっており、総合計画はまちづくりの指針となることもに次世代に「まち」を繋ぐ重要な計画であり、町民の皆様の声、思いを一つに集積した計画づくりに努めてまいります。

私は、町長に就任以来、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢の基軸とし、基幹産業である水産振興や子育て支援を重点に町政を推進しております。

国の、令和5年度一般会計予算の総額は、防衛費などの大幅な増額により、対前年比6.3%増の114.3兆円と11年連続で過去最高を更新しております。

また、歳入において、税収が法人税や消費税などが好調なことから、69兆円と過去最高額を計上しております。

なお、地方財政対策においては、地方交付税総額は、1.7%増の18.3兆円となっております。

こうした情勢を踏まえながら、まちづくりの柱であ

る第5次福島町総合計画・後期実施計画及び第2期福島町人口ビジョン・総合戦略の着実な推進により、次の新たな時代へ「まち」を繋ぐ重要な年と位置づけ、様々な産業支援策を講ずることとしております。

私たちは今、これまで経験したことのない新型コロナウイルス感染症という脅威、困難に直面しております。

しかし、4年という時間の経過を踏まえ、新たな局面に一步踏み出すことが重要であり、福島町に住む全ての町民の思いを一つにし、新たな舟をこぎだしてまいります。

コロナ禍だからできないではなく、この厳しい環境の中にあつてできることを探す、そして勇気をもって新たなものにチャレンジする。そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、「まち」の発展へと繋がっていくものと確信をしております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを実践する。

そのことが新たな「まちづくり」に繋がりを、新たな道が開けてきます。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主役である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

II 町政の基本方針

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第5次福島町総合計画」で掲げたテーマの「力を合わせ新たな時代を築き 次代につながる福島」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第5次福島町総合計画の最終年に当たり基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的

に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕在化してきており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大きい語り、交流することで、人材の育成はもとより、交流人口の増加を目指すと同時に、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探索し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

III 主な施策の推進

次に、令和5年度におけるまちづくりについて、「第5次福島町総合計画」の「7つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1 次世代を担うリーダー等の育成

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降11年連続で減少しており、これに伴い生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

人口減少が著しい北海道の中にあつて、とりわけ、当町においては厳しい状況下にあります。

しかし、長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子ども達に引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等のあらゆる分野において、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター」

については、町外の人材に対する就業体験やインターシップの機会を創出し若者の定住人口の拡大、ワークショップや田舎暮らし体験の受入等による交流人口の拡大を図り、持続可能な

まちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

地球温暖化による環境変化、少子高齢化の進展や住民の価値観の多様化などの、急激な社会変化に対応しうる職員が求められており、これらの課題に果敢に挑戦し、柔軟かつ迅速に対応できる職員を育成するため、引き続き多様な研修機会の確保に努めてまいります。

各大学及び企業と締結している包括連携協定に基づき、大学や企業の専門的な知識や研究成果等を活用し、地域課題の解決及び地域資源を活かした産業振興などを図るため、引き続き連携して取り組むとともに、新たな人材育成の拠点となる青少年交流センターなどを、フィールドワーク、ワークショップに活用し、大学生等との交流を進めてまいります。

2 産業の再生による雇用の創出

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により水産物の国内需要の低迷や、長期化しているイカ等の来遊不振等により、町の基幹産業である水産業及び水産加工業にあつては、大変厳しい

状況に置かれております。

漁業については、今年度完成予定の種苗生産等施設により、養殖昆布やウニなどの持続可能な前浜資源の確保を目指してまいります。なお、施設管理にあたっては、効率化、維持費等のコスト削減を図るため、指定管理者制度の下での管理を検討してまいります。

また、コンブ養殖漁業については、陸上作業における人員確保等が喫緊の課題となっており、これらの課題解決に向けて、養殖作業の省力化・効率化を図るため、「昆布養殖作業省力化検討計画」を策定してまいります。

漁業生産基盤である漁港の整備については、引き続き第3種福島漁港の荷揚げ岸壁拡幅工事及び第2種吉岡漁港の橋梁架替工事が進められており、令和6年度の供用開始に向けて関係機関と連携しながら、機能向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、養殖技術の確立により一年を通じて出荷体制が整いつつあり、引き続き、安定的な出荷の確保に向けた取り組みを推進してまいります。

また、アワビカレーヤフー

ドットリズムなどを通じて、販売促進に努めてまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町の農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。が、引き続き農業の担い手育成に努めるとともに、農業用機械整備の支援を行うなど、就農者の確保と生産者の負担軽減に努めてまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を将来にわたり持続的に享受できるように、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の循環を推進するため皆伐事業を実施するとともに、地拵（じごしら）えや再造林の施策を進めてまいります。また、林道や作業道の適正管理に努めるなど、木材搬出の効率化を図ってまいります。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しております。

町では、今年度建設の新たな吉岡温泉に木質バイオマスボイラーを導入し、当町の持つ豊かな森林資源の活用を図ることで、地域循

環の活性化及びゼロカーボンの実現を目指してまいります。また、これらの体制整備の構築に向けた支援を検討してまいります。

近年、当町ではエゾシカによる農作物や森林への被害が増大しております。町では、ハンターの育成を強化するとともに、巡視回数を増やすなどし、有害駆除により農林業被害の防止に努めております。しかし、有害駆除は捕獲後の解体に相当の時間を要するなど、ハンターの作業負担の軽減が課題となっております。このことから、町では、新たに「有害鳥獣処理施設」を整備し、エゾシカ等の処理の効率化を図るとともに、駆除頭数の増加に向けた対策を促進してまいります。



罾を使用しエゾシカを捕獲する様子

町の商業は、人口減少やインターネット通販の拡大、長引く新型コロナウイルス

イルス感染症の影響により、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行などを継続的に行い、商工会と連携しながら、町内事業者の経営安定が図られるよう支援してまいります。

地域での生産力の底上げを図るため、町内で新たに起業者や事業を継承する若者等の後継者に対し、引き続き「チャレンジスピリット応援条例」に基づき経済的支援を実施し地域経済の振興に努めてまいります。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、新たに企業版ふるさと納税の取り組みを進め、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、年々乗船者数も増加し、当町初の体験型観光として定着しつつあり、また、乗船を体験さ

れた観光客から高い評価をいただいております。

引き続き安全運航を最優先に、地域資源の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

3 若者等の定住対策・子育て環境の充実

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識し、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、子どもたちが快適で安心して過ごせるよう、これまで空調設備の整備など保育環境の充実に努めてきております。

引き続き、保護者が安心して子どもを預かれる保育環境の整備を図りながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービス

の提供に努めてまいります。子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育て

てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士が情報の共有を図られるよう引き続き子育て支援体制を充実してまいります。

児童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子ども達に安全で安心な生活が確保されるよう、利用者のニーズに寄り添った運営に努めてまいります。

若者等を中心とした子育て世帯の定住促進を目的とした、定住促進住宅整備プロジェクトについては、令和4年度に造成工事が完了したこと、今年度においては、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、今後の町内での住宅建設のモデルとなり得る省エネルギー住宅の建設に向けて、設計業務を進めてまいります。

また、若者・子育て賃貸住宅整備プロジェクトについては、旧改良住宅敷地に定住向け町有住宅の整備を進めており、令和4年度では子育て世帯向けの1棟目が完成し、引き続き令和5年度においても老朽化した

改良住宅6棟20戸の解体と、子育て世帯向け4LDK、1棟2戸の整備を進めてまいります。

この両プロジェクトの確実な推進により、若者や子育て世帯の居住環境の整備と定住促進に取り組んでまいります。

町では、町内在住者の定住促進対策に加え、新たに令和5年度から町外からの移住者の増加を図り定住に繋げるため、町外からの移住者に対する支援制度を創設し、移住促進施策の充実に取り組んでまいります。



子育て世帯向け町有住宅内部

4 がん予防対策の充実

生活習慣病は、今や健康寿命の最大阻害要因になるだけではなく、医療費にも大きな影響を与えている状況となっております。これら多くは、食事や運動をは

じめとする生活習慣が深く関与しており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関わりがあるといわれており、がんに罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となっております。

「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防法を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関と連携を図りながら効果的な啓発活動を展開すること、がんの検診率の向上に努めることが重要となっております。

そのため、受診意識高揚に向けた個別勧奨や再勧奨などの普及啓発に積極的に取り組み、町民一人ひとりの健

康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。

また、たばこを吸う本人以外がたばこの煙にさらされる受動喫煙は、肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化を図ってまいります。

やまゆりクリニックについては、開業から5年を経過し、一次医療を担う医療機関として、町民へ浸透しつつあります。

今後も、安心して医療を受けられるような体制を図りながら、経営の健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関とも協力しながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組むとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

5 高齢者等の安心安全な生活環境の充実

かつて我が国では、家族同士の助け合いや地域における相互扶助により人々の暮らしが支えられてきました。しかしながら、日本全体の人口の急激な少子高齢化の到来により、これまで経験したことのない人口減少時代を迎え、急激な時代の変化とともに住民相互の繋がりが希薄化し、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切にし、地域を共に創っていく社会を目指すことが必要であります。

こうした「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き関係各機関とも連携を図りながら、住民相互の助け合い・支え合い活動で「きづな」を深め、まちを「元氣」にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

我が国の高齢化率は、先

進諸国の中でも平成17年に最も高い水準となり、今後高い水準が続くと見込まれております。当町の令和

5年1月末における高齢化率は、51.39%と2人に1人が高齢者という超高齢化社会に突入しております。

生産年齢人口が減少する中、町の活力を維持していくためには高齢者を含めた町民全てが意欲と能力に応じ、まちづくりに参加できる社会を実現する必要があります。

とりわけ高齢者にあつては、長年町の発展のために寄与された方々が、生きがいを持ちながら健康で安心して生活が送れる地域を目指して、介護予防・生活支援・健康づくり・生きがいづくりなど、総合的な取り組みを引き続き実施し、住み慣れた地域で自立した生活が確保され、社会参加が促されるよう支援してまいります。

地域において社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会は大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町では、福祉のまちづくりににおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面

で地域福祉の一翼を担っている社会福祉協議会の継続的維持が重要と考えております。

このことから、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、経済福祉常任委員会並びに調査特別委員会の意見を踏まえ、新たな吉岡温泉の建設に着手し、令和6年4月のオープンを目指してまいります。

介護保険事業については、「福島町第8期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が、介護又は介護予防等について必要な情報取得でき、良質なサービスを提供し、確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ってまいります。また、令和5年度が本計画の最終年となることから、次期の計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和6年度の保険料水準の統一に向け税率を毎年度見直し、必要に応じて改定することとしており、令和6年度の標準税率に段階的に近づけるため、今年度において税率の改定を予定するととも

に、引き続き安定した制度が維持できるよう、北海道と連携しながら取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆様が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

障がい者福祉については、「福島町第6期障がい福祉計画」及び「福島町第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。また、令和5年度が本計画の最終年となることから、次期計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

水道事業については、令和4年度に高齢者等の使用水量の少ない世帯の負担軽減を目的に、一部水道料金の見直しを実施したところであり、なお、見直しにより給水収益の減収による会計への影響が懸念されており、概ね当初推計した収益となっており、また、料金改定に伴う給水収益の減少分は、起債借

入に伴い交付される地方交付税等の財源を有効活用することで、当面の間は安定した経営が確保できる見込みとなっており、引き続き適切な設備更新と経営健全化に努め、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

合併浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

また、国の方針に基づく浄化槽整備特別会計の地方公営企業法適用については、令和6年4月からの移行に向けて順調に作業に取り組んでおり、計画どおり移行してまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町によるごみ減量化計画の策定に向け、先駆的な自治体の視察なども行い、具体的な対策の検討を進めてまいります。なお、今年度から新たに生ごみの重量を削減する方策の一つとして、乾燥式の電動生ごみ処理機の普及を図るため、現行の補助要綱を見直し、制度の拡充を図ってまいります。

なお、ごみの減量化については、負担軽減に繋がることから、町内会の協力を得ながら取り組みを推進するとともに、引き続き不法投棄の未然防止に努めてまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、沿線の各町内会から多様な要望がなされていることから、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

町営住宅については、引き続き若者・子育て向けの定住住宅整備を進めると

もに、既存の町営住宅についても入居者が安心して暮らせるよう、老朽化に対する計画的な維持・修繕と適正な管理に努め、快適な住環境を提供してまいります。町内の空き家対策については、「空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空家の適正管理及び不良空家の除却を推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、人命や財産に甚大な被害を及ぼしております。幸い、当町においては甚大な被害は発生しておりませんが、地震や台風などの災害に備えるため、「国土強靱化計画」及び「福島町防災計画」に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、引き続き災害に強いまちづくりを推進してまいります。

また、災害に対する正しい知識と実際に災害が発生した場合の行動力を身に着けるため、引き続き町内会と協力しながら、防災訓練に取り組み地域における防災力を高めてまいります。

国は、令和4年9月に日本海溝及び道東沖の千島海溝沿いで巨大地震が発生し

た場合、大きな津波被害が予想される市町村を「津波避難対策特別強化地域」に指定し、当町も指定の対象となったところであります。このことから、この度の指定に伴い、関係機関とも連携を図りながら、津波被害を最小限に抑えるため避難所及び避難路等の整備について検討を進めてまいります。

地域コミュニティの活動拠点である各町内会館等については、令和5年度においても、引き続き計画に基づき整備してまいります。国においては、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、更には2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めております。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出削減等のための総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努めるものとされております。

こうしたことから、脱炭素社会の実現に向けて当該計画の策定を進めるとともに、町民及び事業者が温室

効果ガスの排出削減に向けて行う活動の促進を図ってまいります。

また、脱炭素社会実現に向けては、新たなCO₂の吸収源として期待される「ブルーカーボン」に関する取り組みについて、情報収集に努めてまいります。

6 地域資源を活用した交流人口の促進

新型コロナウイルス感染症は、拡大防止の観点から人流の抑制を強いられる状況を生むなど、社会経済活動を大きく低下させました。一方で、テレワークやDXの推進による働き方改革、日常生活では新しい生活様式の実践などの取り組みが求められるなど社会に大きな変革をもたらしいております。

この様な状況下において、全国的には交流人口の落ち込みが著しくなっており、今後はこうした状況を解消するため、これまでの取り組みや新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化を踏まえて、交流人口の拡大に向けて取り組みが必要であります。

当町では、岩部地区において、地域活性化及び交流人口促進の一つとして「岩

部クルーズ」を先行して実施しているところでありますが、さらなる交流人口の促進を図る目的で、岩部地区等の有する地域資源の魅力を活用すべく、新たに「岩部地区等活性化基本構想」を策定し、新たな交流人口や関係人口の創出に向け取り組みを進めてまいります。

また、若者の斬新な発想によりアワビカレーやいかトンビパスタなどの地域資源を活用した新たな商品開発が生まれてきており、昨年から開催しているフードスタジアムなどのイベントを通じて更なる情報発信に努めてまいります。



福島町の新名物「あわびカレー」

令和5年度においては、全国から多様な価値観を持つ若者を受入れ、交流・人材育成の拠点施設となる「青少年交流センター」が供用開始されますので、小

学生から大学生等まで幅広い層を受け入れ、福島町を体験し、理解し、愛着を持ってもらうプログラムを展開することにより、交流人口の拡大に努め、ひいては、町への定住に繋がるよう取り組みを進めてまいります。

7 第2青函トンネル構想の実現

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が延期されていた、北海道経済連合会主催のシンポジウムが昨年5月に函館市において開催され、構想実現に向けた取り組みが再度動き始めております。

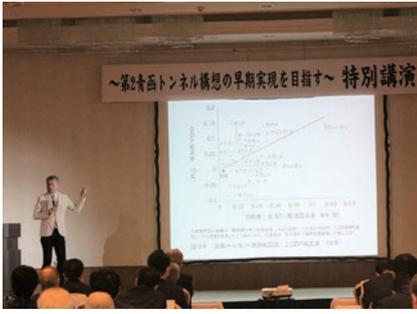
また、青森県外ヶ浜町及び中泊町並びに今別町を訪問し構想実現に向けた取り組みについて共同で取り組みが進められるよう、意見交換を行うなど、少しずつではありますが活動を進めているところであります。

第2青函トンネル構想を実現する会としては、令和5年3月に、函館市において第2青函トンネルの必要性と機運の醸成を高める取り組みとして講演会を開催し、地域の皆さんと一緒に活動を展開できるように取り組むこととしております。なお、第2青函トンネル

の要請活動は、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛しておりますが、今年度は積極的な要請活動を展開してまいります。

また、渡島総合開発期成会の要望事項として、「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が要望項目として位置づけられたところであり、渡島全体での取り組みを推進できることとなりました。

更には、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう、北海道に働きかけを行ってまいります。



第2青函トンネル特別講演会の様子

IV 令和5年度予算概要

令和5年度の地方財政計画では、地域のデジタル化・脱炭素・地方創生の推進、

光熱費高騰への対応などに係る歳出増を踏まえ、地方交付税が前年度比1.7%、3千73億円増の18兆3千611億円となったところであります。

当町における予算編成については、第5次福島町総合計画を基軸とし、有利な財源の確保を図るとともに、事業推進に向けた予算計上に努めております。

町の予算編成方針としては、吉岡温泉整備事業などの大型事業を実施することから、経常経費の縮減に努めるとともに、優先順位の洗い出しと事業の確実な推進を図ってまいります。

まず歳入の町税においては、総務大臣配分償却資産に係る固定資産税の増額により4.6%増の5億1千5百万円を計上しております。また、主要な財源である普通交付税については、国の出口ベースや前年度実績などを考慮し、当初予算では2.1%増の17億8千万円としたところであります。

歳出においては、吉岡温泉施設整備事業や昨年度に引き続き定住向け町有住宅整備事業の実施、老朽化している生活館等の整備、併せて各地区の生活道路の改修などを重点的に取り組ん

でいくこととしております。また、今年度も引き続き産業基盤の充実を図るためチャレンジスピリット応援事業を継続するとともに、少子高齢化に伴う子育て支援や定住対策に取り組んでまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計

51億9千361万2千円

国民健康保険特別会計

7億2千417万8千円

介護保険特別会計

5億5千61万3千円

(うち保険事業勘定5億4千905万円、サービス事業勘定156万3千円)

後期高齢者医療特別会計

7千526万6千円

浄化槽整備特別会計

5千801万2千円

町立診療所特別会計

1億1千111万2千円

水道事業特別会計

2億2千783万2千円

計69億4千62万5千円となります。

V むすび

以上、令和5年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今だ、新型コロナウイルス感染症という困難が、私たちの前に立ちまはだかつて

おります。

しかし、新型コロナウイルス感染症との戦いも4年目を迎え、ゴールの先が見えませんが、過去の先人たちが様々な困難を乗り越えてきた、これまでの歴史が物語っているように、少し灯りが見えてきております。

このような困難な時代にあつて、人間が本来持っている、共助・公共・自助が試されており、地域全体が助け合い支え合うことが大切だと感じております。

我々の前に立ちまはだかる壁は大きく、高く、険しいものがありますが、越えられない壁、困難はなく、町民の生命と財産を守るとい

う強い思いと行動をもって、町民の安心安全を優先的に取り組んでまいります。私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された

議会と行政がしっかりと議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。私の好きな禅語の一つに「天下の人のために蔭涼とならん」とあります。「臨済録」に収められている言葉で、このような厳しい環境の中にあつて、人のためにそつと日陰をつくる人に、人を思いやる心の大切さを説いております。

福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆様と共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆様から様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆様の思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆様の深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆様のご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます。町政執行方針とさせていただきます。

令和5年度 教育行政執行方針



教育長 小野寺則之

1 はじめに

急激な人口減少、少子高齢化の時代にあつて、地域の活力が失われていく厳しい時代を迎えております。しかし、いつの時代も町を元気づけるのは、子どもや若者であります。福島町の次代を担う子どもたちが、自分の町に誇りと愛着を持ち、「自分の故郷のために頑張りたい」と思う人材を育成していくことが、まちづくりの礎であります。

保育所、幼稚園段階から小中学校生や若者に対し、それぞれの成長段階で地域のことやその課題を知り、解決方法を考え実行し、結果について考察を行い、更なるアイデアを生み出していくことが重要となります。

このプロセスを、私たち大人が伝え、一緒に考え、汗を流すこと、背中を見せることで、子どもたちや若者が成長する、そのような福島町の教育を実践することで、持続可能な町づくりを目指してまいります。

「君と学び、共に育つ」をテーマに、未来を担う子どもたちが、社会で生きていくに必要な資質・能力を、確実に備えることのできる教育に誠心誠意取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和5年度に重点的に取り組む

施策について申し述べます。

2 福島商業高校の魅力化について

福島商業高校の令和5年度入学者の出願状況は9人となっております。令和4年度から取り組み始めた生徒の全国募集ですが、道外から4名の出願があつたものの、福島町や近隣町からの出願が5名に止まったため、合計で9名と道立高校の再編整備基準を回避することが難しい情勢となっております。

「2年連続の10名未満」という再編基準がありますので、令和6年度入学生確保は、まさに「背水の陣」で臨む必要があります。より一層高校の魅力化に取り組みなければなりません。

令和4年度に整備した「みなみ北海道ふくしま留学」ホームページの充実、新聞への広告掲載、インターネット上の学校説明会、東京都での学校説明会、さらに令和5年度は札幌市でも学校説明会を開催するなど、福島商業高校の情報発信に全力で努めてまいります。

また、10月にオープンキャンパスを開催し、福島商業高校を現に見ていただき、その魅力を伝えていくことが最も重要な位置づけであると考えております。

教育課程の魅力化としては、福島町の自然や食、文化的な価値を発見し、課題を整理し、解決策を提案する地域課題探求学習をより深めてまいります。令和5年度から新たに町内外の第一線で活躍する方々に来町いただき、それ

ぞれの専門分野の講話を聴く機会を多く設け、多様な考えを学ぶ機会の創出を支援してまいります。

ICT教育では、昨年から町費で生徒一人ひとりにノートパソコンの貸与及び、ICT支援員の派遣事業を継続して実施いたします。

また、新規事業として大手IT企業と連携し、より高度なプログラミング学習や、ドローン操縦の国家資格取得など、これからの時代に必要とされるICT人材の育成に努めてまいります。

そして、これまで培ってきた商業教育により、社会経済の仕組み、礼儀・マナー、各種資格を取得し、変化の激しい社会で強く生きる力を身に付けるための支援を継続して行つてまいります。



高校の魅力を紹介する生徒

3 青少年交流センターの利用

就業体験や研修・実習、テレワークやワークショップ、友好市町との児童生徒交流、そして福島商業高校の生徒など、全道・全国から若者を受け入れ、次代を担う人材を育

成するため福島町青少年交流センターを整備いたしました。福島町の自然や産業、歴史文化などの魅力を理解してもらい、交流人口の拡大、移住に繋がることを目的としております。

若者が、楽しく学業や充実した生活を送ることができるよう取り組むとともに、広く全国へ快適な住環境を情報発信してまいります。

令和5年1月に地域おこし協力隊員1名を採用し、施設の管理者（ハウスマスター）として、4月から勤務することになっており、また、食事と清掃業務は経験のある民間業者に委託し、円滑な施設運営に努めてまいります。

4 学校教育

(1) 北海道教育推進計画

北海道教育委員会は、令和5年度において新たな5年間の北海道教育推進計画を、「自立・共生」を基本理念として策定することとしています。「一人一人の可能性を引き出す」学びの機会の保障、「地域と歩む教育」の3つを柱としており、福島町においてもこの理念に基づき、各学校の経営方針を策定していくこととなります。

福島町教育大綱や各学校の教育目標や目指す児童生徒像の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、学校長を中心として教職員一丸で取り組む推進体制づくりを支援してまいります。

(2) 福島アカデミー

令和5年度は、昭和31年に組織された福島町教育研究所を、「福島アカデミー」に名

称を改め、職員研修、児童生徒交流、PTA研修など、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織として、また、学校保健会、複式教育研究連盟など細分化されていた組織を、再編統合しようとするものです。

福島アカデミーは、授業研修部、学校連携部、学校支援部、健康栄養部の4つの部会で運営し、小・中・高校と教育委員会が構成メンバーとなり、定期的な情報交換を行うこととしております。

子どもたちの学力向上や、豊かな心身の発達を育むよりよい教育環境を構築するために、福島アカデミーの活動を通じ、学校間の連携を強化し、教職員の資質向上に努めてまいります。

(3) コロナ後を見据えた学校教育

政府は新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月にインフルエンザと同じ5月に位置づけることを決定しました。3年以上続いた行動制限などが解除されることになり、多くの制約を受けてきた子どもたちの環境が、大きく変化することになります。

当町においては、これまで感染拡大に留意しながら「学びの保障」に努めてきたところですが、全国的な学校の休業があったものの、当町独自の臨時休業は行わずに、教育活動を継続してきたことは、保護者のご理解、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。コロナ禍で学んだ感染予防対策をしつかりと行いながら、子どもたちが生き生きと、伸

び伸びと学ぶことができる教育環境の整備に努力してまいります。

(4) 福島町のICT教育

ICT教育は、いろいろな情報についてICT機器を適切に活用して、問題を発見・解決することや、自分の考えを形成していくための能力を養うことを目的としています。文部科学省は、「ICT機器は、鉛筆やノートと同じく教育現場において不可欠なものになっていく」と述べています。福島町では平成30年度に一人一台端末を導入し、コロナ禍が始まった令和2年度に学習支援アプリの「eラーブラリ」を導入するとともにICT支援員を配置し、ICT教育を推進してきました。

令和5年度においては、引き続き各学校におけるコーディネーターとしてICT支援員を配置し、プログラミング学習を推進します。また、教職員向けにeラーブラリ等の活用研修会を行うなど、その効果的な活用を推進してまいります。

また、インターネットやソーシャル・ネットワーク・サービスによるいじめや誹謗中傷などが増加しているため、児童生徒・保護者に対してICT機器を利用する上での注意事項や、個人情報保護の大切さなど、情報モラルを啓蒙してまいります。

なお、現在使用しているICT機器は、導入から5年が経過するため、1、2年後の機器更新を視野に、教職員や関係機関と協議してまいります。



プログラミング授業の様子

(5) 部活動の地域移行の調査・研究

スポーツ庁は令和4年6月の有識者会議において、少子化による部活動の減少、教職員の働き方改革の観点から、休日における部活動の実施方法について、学校ではなく地域単位で行うよう提言されたところですが、

当町といたしましては、教職員、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、教育委員会職員等で協議会を組織し、部活動の現況、課題等について整理してまいります。

なお、野球などの団体競技では、近隣町と合同でチームを結成していることから、令和5年度中に木古内町から松前町までの4町の担当者で、協議する場を設けることとしております。

(6) 学校給食

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。

また、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであり、

生命や自然を尊重し、環境の保全に寄与する態度を養う活動でもあり、特に福島町の食材についても生産の工夫や苦勞を学び、地産地消の推進を考える良い機会となっております。

福島町学校給食センターでは福島町産米の活用を力を入れており、令和2年度町内産米が900kg・使用率43.9%、令和3年度1500kg・使用率73.1%だったのに対し、令和4年度においては1300kg・使用率が約90%以上となる見込みとなっております。

令和3年度に購入した精米保冷库を活用し、年間を通じ安定して学校給食に使用できるように became ことが、大きな要因となっております。

今後とも地産地消の取り組みを進め、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を、引き続き図ってまいります。

5 生涯学習

(1) 青少年教育

この3年間、コロナ禍の中で各事業が中止・縮小などの制限を余儀なくされてきましたが、豊かな心とたくましく生きる力を育むため、子どもたちが郷土の歴史や自然に多く触れる機会を創出し、異世代との交流など、できるだけ多くの事業を感染予防に配慮しながら実施してまいります。

主に小学生を対象とした「福島学ジュニア」では、渡島西部森林室と協力した木育事業や、千軒地区での自然観察会、縄文土器づくり体験など、郷土の魅力を再発見してもら

う体験プログラムを企画してまいります。

また、青少年交流センターを活用して、通学合宿を4年振りに開催し、小学生と高校生が交流を図る中で、夏休みの生活リズムを整え、協調性やコミュニケーション力を高める活動を行います。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町の当番町として、開催時期や方法等について近隣町とも連携を図りながら実施してまいります。

過疎地域の子どもたちだからこそ、都市部の子どもたちと同じようにICT教育を学ぶことが、これからの時代を生きる青少年に必要な取り組みであります。

令和元年度から実施している「プログラミング教室」の成果の一つとして、昨年度「北海道Scienceプログラミングコンテスト函館大会」で福島中学校の生徒が入賞するなど、その成果が表れ始めております。

小学生から高校生までを対象に学習支援やキャリア教育も融合させた事業として展開しますが、今年度は、プログラミング検定の受験を目標とした講座として、夏休み及び冬休み期間中に各3日間と、その直前に集中講座を各6日間程度行うこととしてまいります。

令和5年度の友好市町の児童生徒交流事業は、夏季に福島町から長野県木曾町に中学生を派遣し、冬季に長崎県松浦市から福島町に中学生を受け入れ、友好の絆を深めてまいります。

(2) 成年教育

町民が芸術文化に親しむ機会を提供するなど、生涯学習活動への支援を通じて、豊かな感性を磨き、潤いのある生活となるよう支援していくことが重要です。

令和4年度は感染対策に留意しながら3年振りに町民文化祭を開催することができましたが、生活講座の一部については開催することができませんでした。

令和5年度は、感染対策を講じながら、開催方法の工夫と各文化団体及び町民の皆さまと協働して、多くの行事の開催に取り組んでまいります。

民法が改正され、令和4年度から成人は18歳となりましたが、当町では「二十歳(はたち)」を祝う会」として大人への節目を共に祝いし、励まし合う行事にしたところですが、今年度も新型コロナウイルス感染症予防に留意しながら、引き続き8月13日に開催してまいります。

(3) 高齢者教育

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、コロナ禍の影響により3年連続で開催できませんでした。

令和5年度については、感染症予防に留意した学習プログラムの企画を関係者と相談しながら実施する方向で計画を進め、参加者相互の交流に努めてまいります。

(4) 読書活動の推進

令和3年度から本格的な運用を開始した図書システムにより、自宅から読みたい本が

検索できるなど、コロナ禍に対応した利便性の向上に努めてきたところです。

また、図書室から借りた本が、銀行の通帳と同じように記録される「読書通帳システム」では、通帳1冊分の312冊を借りた方が令和3年度で2名、令和4年度で10名を「読書横綱」として表彰させていただきました。

令和5年度から新たな「第3次福島町子ども読書活動推進計画」がスタートしますが、幼稚園・保育所、各学校等での取り組みはもとより、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの読み聞かせへの支援、乳幼児へのブックスタート事業などの読書活動を推進してまいります。

6 スポーツ

(1) 青少年教育

令和4年度については、感染症予防に留意しながら、3年振りに各大会等の行事を展開してきましたが、関係機関と連携を図りながら青少年スポーツの活動を支援してまいります。

「わんぱく相撲大会」については、令和4年度は、函館アリーナで開催されましたが、令和5年度については、主催者である函館青年会議所で大会運営に係る検証等を行っており、開催場所について検討しているところであります。

なお、大会運営等への協力要請もあり、これまでの経験を活かして大会が成功するように協力してまいります。

また、「千代の富士杯争奪相撲大会」や「相撲に親しむ

教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組む、野球、サッカー、相撲、空手などのスポーツ少年団の活動が、円滑に進むよう支援してまいります。

(2) 成年教育

各種大会やスポーツなどに親しめる環境づくりを推進すること、町民の体力づくりや健康づくりにも繋がること

が期待されます。

吉岡地区合同運動会やふれあいスポーツ大会は3年連続中止となりましたが、町民相互の親睦を深める行事となっていますので、感染症予防に留意しながら開催を計画してまいります。

また、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会など、コロナ禍でも実施できた行事や大会は、各関係団体と協力し継続的な大会実施を支援してまいります。

(3) 南北海道駅伝競走大会

福島町におけるスポーツ最大の行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和4年度は自動計測システムを導入し、3年振りに開催することができましたが、松前警察署からランナー等の事故防止軽減を図る観点からコース変更等について要請されておりま

す。

また、競技役員が減少傾向にある中で、中継地点の統合

なども含めた大幅なコース変更について検討を進めており、令和5年度から新コースでの大会運営を計画してまいります。



南北海道駅伝競走大会

(4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

7 文化財等

(1) 文化財

文化財は、郷土福島の歴史、文化などを理解するため、文化財を保護し、その価値を次世代へと伝える責務があります。

平成30年に国の重要無形民俗文化財に指定された「松前神楽」については、コロナ禍の影響により記念公演が中止になるなど、出演機会が少なくなっておりますが、令和4年度は、千軒そばの花観賞会や福島大神宮例大祭などで披露されております。

今後も福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財

を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

(2) 文化財等を保管する施設の整備

町で所有する民俗資料や埋蔵文化財資料を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、文化財の長期的保存管理について、継続的に検討してまいります。

8 むすび

以上、令和5年度における主な施策の概要を申し上げますが、福島町教育目標や福島町教育大綱の理念を忘れず、教育行政を進めることが重要であります。

「まちづくり」は、人づくり、仕事づくりであるとして、郷土を愛し、社会でたくましく生きていく人材育成を目指し、福島の教育行政を推進してまいります。

また令和5年度は、次年度から始まる第6次福島町総合計画策定に向けて、これまでの事業検証と人口減少・少子高齢化を見据えた計画づくりの年になると考えております。

教育の分野においても国や北海道の動向を注視し、地方創生や地域活性化の視点を忘れることなく、「福島町で子育てしたい、福島町に住んでみたい」と思ってもらえる教育環境の充実に努力してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げまして、令和5年度教育行政執行方針といたします。

概要をお知らせします

衛生費 14億7,295万9千円

＝老人保健対策、ゴミ・し尿処理対策
温泉健康保養センター管理費などの費用として＝

◇ドクターヘリ運航・いきいき健康ふくしま推進事業等に	922万9千円
◇出産・子育て応援交付金給付事業費に	923万3千円
◇各種検診・予防接種等の予防費に	2,402万4千円
◇墓地公園管理費などの環境衛生費に	446万7千円
◇火葬場施設の維持管理費に	348万6千円
◇子ども医療費の助成費用等に	1,049万6千円
◇重度心身障がい者の医療扶助費等に	1,169万5千円
◇ひとり親家庭等の医療扶助費等に	245万6千円
◇温泉健康保養センター管理運営費に	6,162万0千円
◇吉岡温泉整備工事に	10億8,420万0千円
◇ゴミ収集業務・ゴミ袋購入費等に	5,257万4千円
◇資源ゴミ・し尿処理のための渡島西部広域事務組合負担金として	1億2,435万8千円
◇可燃ゴミ処理のため渡島廃棄物処理広域連合負担金として	7,445万9千円

農林水産業費 3億3,222万7千円

＝農業・林業の振興や治山・林道事業の費用として＝

◇農業委員会費に	176万9千円
◇農林業担い手養成事業費等に	797万6千円
◇有害鳥獣処理施設整備事業費に	1億1,710万0千円
◇活性化センターの管理運営費等に	117万7千円
◇町有林造成事業に	1,393万7千円
◇熊等による被害対策費に	553万6千円
◇広域基幹林道島前線改良事業費に	1,500万0千円
◇森林公園管理費に	232万0千円

＝増養殖事業など水産業の振興対策の費用として＝

◇産業振興資金貸付金や水産業担い手支援事業費などの水産振興費に	8,580万5千円
◇蝦夷アワビブランド化事業費に	1,191万3千円
◇漁港や船揚場の維持管理費に	874万3千円
◇吉岡漁港岸壁等の保全事業負担金に	453万4千円
◇漁村センター・横綱ビーチ等の運営・改修費に	1,063万8千円

商工費 7,954万4千円

＝地場産業の振興と観光振興の費用として＝

◇福島町商工会補助金やプレミアム付商品券助成金などの商工振興費に	2,035万0千円
◇観光協会補助金や岩部海岸クルーズ船事業等の観光費に	2,366万8千円
◇横綱記念館の管理運営費に	1,677万2千円
◇特産品センターの管理費に	287万8千円
◇青函トンネル記念館の管理運営費に	1,283万8千円

土木費 4億6,663万6千円

＝住みよい生活環境をつくるための道路や排水路、町営住宅などの整備費用として＝

◇街路灯電気料補助金や道路橋梁の維持管理費に	398万2千円
◇除排雪業務などの道路維持補修費等に	1億421万2千円
◇橋梁の維持補修費等に	2,834万1千円
◇町道の新設や改良のための事業費に	2,979万0千円
◇河川管理及び改修事業費に	3,401万7千円
◇新緑公園グラウンドなどの管理費に	1,375万4千円
◇空家等対策支援事業費に	1,170万4千円
◇町営住宅補修などの住宅管理費に	2,205万3千円
◇定住向け町有住宅整備事業費に	2億1,445万7千円

消防費 2億4,751万8千円

＝消防対策や防災対策の費用として＝

◇防災行政無線の維持などの災害対策費に	984万7千円
◇消防・救急のための渡島西部広域事務組合負担金として	2億3,767万1千円

教育費 1億9,851万2千円

＝豊かな地域教育の振興に努めるための費用として＝

◇教育関係団体と大会参加助成・友好市町交流・英語指導助手（ALT）などに	840万1千円
◇高校魅力化推進事業費に	3,915万4千円
◇児童生徒輸送費・就園、就学奨励援助・基礎学力向上支援などの教育振興費に	2,430万6千円
◇教員住宅の維持管理費に	195万4千円
◇小学校の管理運営費に	2,274万4千円
◇中学校の管理運営費に	1,405万6千円
◇生涯学習推進などの社会教育総務費に	708万9千円
◇文化財保護費に	106万1千円
◇チロップ館の運営費に	298万4千円
◇南北海道駅伝競走大会助成金などの保健体育総務費に	437万3千円
◇総合体育館の運営費に	1,600万7千円
◇学校給食センターの運営費等に	3,767万1千円
◇町民プールの運営費に	827万0千円
◇ファミリースポーツ公園の運営費に	914万2千円

公債費 6億1,420万2千円

＝償還元金及び利子の償還の費用として＝

職員給与費 6億5,232万4千円

＝職員及び会計年度任用職員人件費として＝

労働費・諸支出金・予備費 2億4,610万5千円

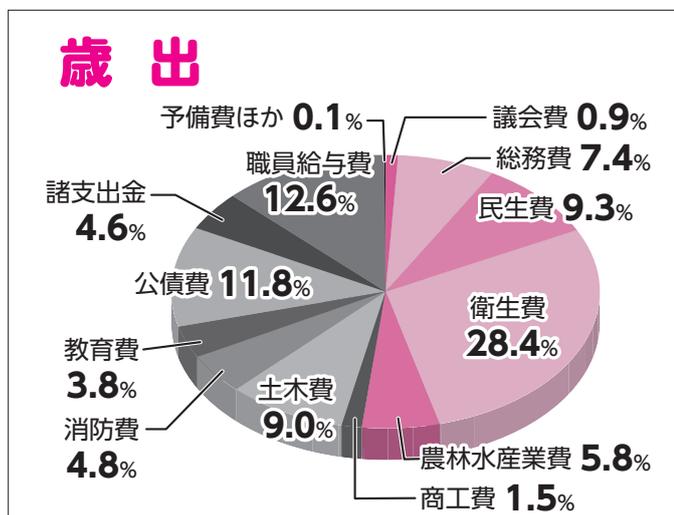
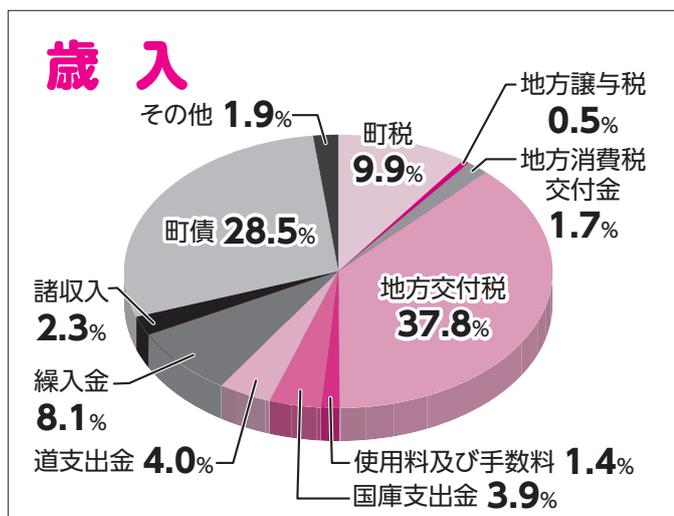
＝特別会計への繰出金や予備費として＝

令和5年度一般会計予算の

各会計の歳入歳出予算

一般会計	51億9,361万2千円	
国民健康保険特別会計	7億2,417万8千円	
介護保険特別会計	保険事業定	5億4,905万円
	サービス定	156万3千円
後期高齢者医療特別会計	7,526万6千円	
浄化槽整備特別会計	5,801万2千円	
国民健康保険診療所特別会計	1億1,111万2千円	
水道事業会計	2億2,783万2千円	
総合計	69億4,062万5千円	

令和5年度一般会計の内訳



◆令和5年度の主な事業

令和5年度の主な事業の予算額、事業内容について紹介します。

議会費 4,886万1千円
=健全な町政のかじとりを担うための費用として=

総務費 3億8,238万1千円
=共通的な経費などの費用として=

- ◇役場庁舎管理費や一般管理費に 7,002万0千円
- ◇町広報作成の文書広報費に 240万8千円
- ◇町有財産管理費や車輛管理費などに 2,136万5千円
- ◇町の企画・振興のための費用に 879万5千円
- ◇ふるさと応援基金の運営費用に 3,826万9千円
- ◇第6次福島町総合計画策定費用に 242万0千円
- ◇交通安全対策費に 324万2千円
- ◇電算処理のための費用に 2,510万7千円
- ◇インターネット等の電子自治体推進費に 1,747万3千円
- ◇デマンドバス運行等のための費用に 634万3千円
- ◇出産祝金等のふるさと暮らし応援費用に 1,100万0千円
- ◇人財育成支援事業費に 150万0千円
- ◇定住促進住宅整備事業費に 1,206万3千円
- ◇新規事業者を支援するためのチャレンジスピリット応援事業費に 900万0千円
- ◇雇用奨励等支援事業費に 410万0千円
- ◇町税の課税・徴収のための費用に 1,307万7千円
- ◇戸籍総合システムなどの戸籍住民基本台帳費に 1,391万8千円
- ◇知事及び道議会議員選挙執行のために費用に 674万5千円
- ◇町長及び町議会議員選挙執行のために費用に 1,792万2千円
- ◇監査委員費に 165万9千円

民生費 4億8,134万3千円
=社会福祉の総合対策の費用として=

- ◇障害者介護給付などの社会福祉総務費に 2億3,058万4千円
- ◇町内会館等の管理費用・整備費に 2,865万3千円
- ◇敬老会の開催費に 310万1千円
- ◇福祉バスの購入のために 1,400万0千円
- ◇福祉用車両の購入助成のために 1,397万5千円
- ◇生活支援ハウスの管理運営費に 2,347万3千円
- ◇福祉センターの運営費に 1,481万6千円
- ◇後期高齢者の医療給付の負担費用に 6,895万1千円
- ◇吉岡総合センターの管理運営費に 815万5千円
- ◇児童手当の支給費・幼稚園の運営費負担金に 4,090万5千円
- ◇認定こども園福島保育所の運営費等に 2,083万3千円
- ◇学童保育の運営費に 179万3千円

町では、今春、「吉岡温泉」及び「コンブ・ウニ種苗生産等施設」の整備工事を進めます。それぞれ令和5年度中の完成を目指し、令和6年4月から供用を開始する予定です。工事期間中は、工事車両の往来や交通規制など、付近住民の皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解のほど、どうぞよろしくお願い致します。なお、各施設の完成イメージ図が出来上がりましたので、ご覧ください。

コンブ・ウニ種苗生産等施設

工事概要 鉄筋コンクリート造平屋建 1,062.93㎡

整備位置 福島町字日向 福島漁港敷地内(アワビ養殖加工施設隣接地)

種苗生産等施設は、当町におけるコンブ養殖漁業とウニ漁業の生産を支える各種苗生産等施設の老朽化が進んでいることから、健苗の生産及び将来的な主要漁業の維持を目的に建て替えを行うものです。

今回の整備では、各既存施設の建て替えとせず、各機能を統合した施設とすることで、運営・生産コストの削減と管理負担の軽減を図り、効率的な生産体制を構築する目的も兼ねており、「コンブ種苗生産」「ウニ種苗生産」「ウニ中間育成」の三つの生産機能を持つ施設となっております。



コンブ・ウニ種苗生産等施設 完成予想図

お問い合わせ先

産業課水産係 ☎47-3002

2つの **大型施設** 整備工事が 始まります！

新たな吉岡温泉

工事概要 木造 平屋建て 822.26㎡

整備位置 福島町字吉岡（現吉岡温泉隣接地）

風呂の種類 大風呂、ジャグジー、露天風呂、サウナ、水風呂

吉岡温泉は、施設の著しい老朽化により、たび重なる休館を余儀なくされるなど、利用者の皆様にご不便をおかけしていることなどから建て替えを行うものです。

新たな施設では、「和」を基調に、温泉の楽しみである「入浴の時間」「湯上がりのひととき」を大切にし、癒やしと温もりを感じられる施設としております。

また、木質バイオマスボイラーを導入し、脱炭素社会の実現と地元木材を活用した地産地消による地域循環型社会の実現にも寄与できる施設となっております。



新たな吉岡温泉 完成予想図

お問い合わせ先

福祉課健康増進係 ☎ 47-4682



町長のしごと日記

～元気で笑顔のあふれる福島町を実現するために～

【節目を大切にしながら新たな思いで・・・】

三月三日のひな祭りも過ぎて、厳しい冬も終わりを告げ、ようやく春が日に日に近づいて来ている感じがいたします。

役場の前の高遠小彼岸桜もつぼみが膨らみ始めております。

三月一日(水)に、福島商業高等学校第六十九回卒業証書授与式にお招きをいただき、出席をさせていただきました。

二〇一九年に中国武漢市で新型コロナウイルス感染症が初めて確認されてから四年目を迎える中での卒業証書授与式となりましたが、今年卒業生が久々にマスクを外しての授与式となり、生徒たちの純粋な表情が印象的でした。

私も卒業生の一人ですが、これまで四、〇五三人の卒業生を輩出しており、今年新たに八名の卒業生が社会に巣立っております。祝辞でも述べさせていた

だきましたが、卒業生がコロナ禍の中で経験した困難を糧に、大人として様々な困難を乗り越え、真っ直ぐな気持ちをもって、社会にチャレンジしていただきたいと思います。

卒業生の答辞の中の言葉で、ご両親に心の中で何度も「ありがとう」と感謝していますとありました。

是非、これからも素直な言葉で気持ちを表現し、自分を育んでくれたご両親や先生方に感謝し、ふるさと福島町を誇りにもって、新たなふるさとへの応援団となることを期待しています。

三月と四月は子どもたちにとって大事なイベントとして、小学校・中学校の卒業式や入学式が行われます。三月十五日(水)に福島中学校卒業式、十七日(金)に福島小学校の卒業式に出席をさせていただきました。子どもたちにとって同級生や先生方との別れ、新た

な友達との出会いの時でもあります。

子どもたちが日々の中で、これらの行事を通じて別れと出会いの「一期一会」を経験することで成長していく姿を期待しております。

また、コロナ禍で子育てに奮闘しているお父さんお母さんに、福島町の宝である子どもたちを日々育てていただいていることに感謝申し上げます。

「頑張れ福島町の子どもたち」、福島町は皆さんを全力で応援いたします。

三月八日(水)から議会定例会三月会議が開催されました。

三月会議は、令和五年度の新たな町の予算が審議される大切な議会であり、夜間議会では一般質問が行われました。

また、予算審査特別委員会も同時に開催され、大変重要な議会となっております。

町政の基本方針や主要な施策にしましては、冒頭の町政執行方針で述べさせていただきましたが、新年度の予算規模は、五十一億九千三百万円となり、近年にない大型の予算となっております。

増額の要因は、新たな吉岡温泉建設事業及び若者や子育て世帯を対象とした、定住向け町有住宅整備事業に関連した予算が増額となったものです。

予算審査特別委員会での議論を経て、本会議において承認をいただいたうえで、町が予算を執行する仕組みとなっております。

引き続き、予算の適正な執行に努めてまいりますので、皆様方のご理解をお願いいたします。

なお、詳しい内容につきましては、広報等の予算のページでご確認ください。

第2青函トンネル構想の早期実現を目指す 特別講演会を開催

令和5年3月12日(日)に函館国際ホテルにおいて、第2青函トンネル構想の早期実現を目指す特別講演会(主催:第2青函トンネル構想を実現する会)を開催しました。

当日は町内外から一般参加者のほか、国会議員や道議会議員、建設業関係者など幅広い分野から約200名の参加がありました。

講師は、京都大学大学院教授の藤井聡氏に依頼し「青函トンネルで北海道を再生し、日本を復活させる」と題して講演をいただき、第2

青函トンネルの必要性などを深める機会となりました。

講演会では、北海道が本州と青函トンネル1本でしかつながないことが、北海道全体が衰弱し続ける要因になっていると問題提起がありました。

九州や四国は複数の高速道路で本州とつながっており、生産された物が迅速にマーケットに運ばれることや、全国的に高速道路の周辺が栄えており、離れているエリアは成長率が低くなっていることの説明もありました。

また、第2青函トンネルが実現された場合の影響について、いくつか説明されました。

●新幹線と鉄道貨物の区別ができることから、現在、減速している新幹線の速度向上により新幹線の需要増や産業活性化、沿線投資の拡大が期待されること。食料基地となっている北海道からの物流(鉄道)が円滑になり、輸送費用の減少から消費者全体にも好影響があること。

●自動車専用道路も併用した第2青函トンネルになった場合には、トラック輸送の速度向上やコスト削減にもつながる。

●インフラ整備を行った地域が成長するのは、全国的に見ても確実であり、北海道だけではなく、青森県も成長することができる。

第2青函トンネルの実現が北海道全体に与える影響はとても大きなものであります。第2青函トンネルが必要だと理解している人はまだまだ少ないのが現状であり、多くの人に知ってもらうため、第2青函トンネルがなぜ必要なのかを講演会などを通じてこれからも発信してまいります。

「第2青函トンネル構想を実現する会」を設立後、新型コロナウイルス感染症の影響により、思うような活動ができていませんでしたが、令和5年度からは構想の実現に向け、オール北海道で活動が展開できるよう多方面に要望活動などを実施してまいります。



藤井 聡氏

京都大学大学院工学研究科(都市社会工学)教授、京都大学レジリエンス実践ユニット長、ならびに2012年から2018年まで内閣官房参与(防災減災ニューディール担当)。



第2青函トンネル構想の必要性などを深めるため、町内外から多くの方が参加

町議会定例会 3月会議

3月8日(水)から13日(月)までの4日間「町議会定例会3月会議(予算審査特別委員会を含む)」が開催されました。会議では、令和5年度町政執行方針のほか議案33件、同意2件が審議され、原案どおり可決されました。

☆ 条例の制定・改正等

● 福島町個人情報保護法施行条例の制定について

令和3年5月に「個人情報保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日に施行されることとなったため、現行の条例を廃止するとともに、現行条例の基本理念を後退させることのないよう、法を施行するために必要となる事項を定める条例を新たに制定しました。

● 福島町犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もつ

て犯罪被害者等が受けた被害等の軽減及び回復に資することを目的に条例を新たに制定しました。

● 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

令和3年6月11日に地方公務員法が改正され、令和5年4月1日から地方公務員法の定年引上げが実施されることに伴い、少子高齢化が進む中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、定年年齢の引き上げや、その他項目を法律に併せて改正しました。

● 個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係条例の改正について

令和3年5月に「個人情報保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、関係する条例の改正を行いました。

● 福島町町内会館管理条例の一部改正について

令和4年度中に整備が完了した町内会館の名称を統一す

るため条例の改正を行いました。

● 福島町議会議員及び福島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正について

公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の一部が改正され、最近の物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車等の公営に要する経費の限度額が引き上げられたことに伴い、条例を改正しました。

● 職員の定年等に関する条例の一部改正について

令和3年6月11日に地方公務員法が一部改正され、令和5年4月1日から地方公務員の定年引上げが実施されることから、法改正の趣旨を踏まえ職員の定年引上げに関する改正をしました。

● 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

選挙に係る投票管理者等の報酬について、近年の最低賃金上昇や管内の状況を鑑み、国の基準と同額に改正しました。

● 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正が公布され、中間所得層の負担緩和を図るため、後期高齢者支援金等分における賦課限度額の引き上げと保険税の軽減判定に適用する5割軽減と2割軽減の判定所得を引き上げる改正が行われたことから、当町についても同様に条例を改正しました。

● 福島町ふるさと応援基金条例の改正について

民間企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附金(企業版ふるさと納税)を積み立てるため、条例を改正しました。

● 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

送迎バスに児童が置き去りにされる事故が発生したことにより、法律に「児童の安全確保」の改正が行われたことから、条例を改正しました。

● 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について

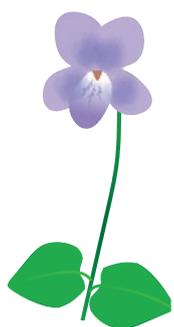
民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、条例から削除する改正をしました。

● 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

送迎バスに児童が置き去りにされる事故が発生したことにより、法律に「児童の安全確保」の改正が行われたことから、条例を改正しました。

● 福島町国民健康保険条例の改正について

健康保険法施行令の一部改正が行われ、令和5年4月1日から支給する出産育児一時金の額の改正が行われたことから、条例を改正しました。



☆ 計画等の変更

● 第5次福島町総合計画の変更について

令和5年度予算編成作業等により事業内容に変更が生じたため、後期実施計画の一部を変更しました。

● 福島町地域防災計画の変更について

この度、大雨災害等の際に発令される気象警報等が変更になったことや、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する新たな防災対策が盛り込まれた国の防災基本契約や北海道地域防災計画の改定との整合性を図り、既存計画の文言整理と併せて変更しました。

● 福島町森林整備計画の変更について

令和5年1月に北海道において渡島檜山地域森林計画変更計画が公表されたため、変更された地域森林計画に併せて当計画を変更しました。

☆ その他

● 令和4年度福島町水道事業会計資本金の額の減少について

収益的収入及び支出の未処分利益剰余金の処分について、資本金へ組み入れていた7千408万5千850円について、繰越利益剰余金へ振り替えました。

☆ 令和5年度各会計予算

主な内容は、令和5年度予算の概要(12ページ)に掲載していますのでそちらをご覧ください。

☆ 積立金の処分

● 福島町財政調整基金の積立金の処分について

同基金の積立金について、令和5年度福島町一般会計予算の財源として、4億円以内を繰り入れ支消することを決議しました。

☆ 補正予算

● 令和4年度福島町一般会計補正予算(第13号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億3千474万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億4千217万6千円に補正しました。

● 令和4年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億466万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8千518万8千円に補正しました。

● 令和4年度福島町介護保険特別会計補正予算(第4号)

保健事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1千522万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6千325万6千円に補正しました。

● 令和4年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ126万4千円を減額し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7千279万2千円に補正しました。

● 令和4年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ632万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6千544万6千円に補正しました。

● 令和4年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第5号)

歳入歳出予算の総額からそれぞれ44万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1千43万9千円に補正しました。

● 令和4年度福島町水道事業会計補正予算(第4号)

収益的収入より391万6千円を減額、収益的支出より223万5千円を減額しました。

☆ 同意

● 監査委員の選任について

本庄屋 誠さんの選任が同意されました。

● 固定資産評価審査委員会委員の選任について

飯田 富雄さんの選任が同意されました。



役場からの お知らせ

●春のヒグマ注意特別期間が始まります

春は、ヒグマが冬眠から目覚め、積極的に活動をします。ヒグマとの事故に遭わないためには、出会わないことが大切です。特に山林に入る際は、音を鳴らすなど基本ルールを守りましょう。

ヒグマに遭遇ってしまったら、落ち着いてその場から立ち去りましょう。

■ヒグマに遭遇しない為の基本ルール

- ・ 出没情報に注意する
- ・ 一人で野山に入らない
- ・ 音を出しながら行動する
- ・ 薄暗い時には野山に入らない
- ・ フンや足跡を見つけた時は引き返す
- ・ 食べ物やゴミは必ず持ち帰る

■お問い合わせ先

産業課農林係
☎47-13002

●犬を飼っている方へ

最近、歩道や空き地、公共施設(バス待合所等)での犬のふんの苦情がよせられております。ふんをしたら袋に入れるなどして持ち帰り、必ず後始末をして下さい。飼い主としてのマナーを守りましょう。

■お問い合わせ先

町民課町民係
☎47-4681

●ゴールデンウィーク中の尿の汲み取りについて

4月29日(土)から4月30日(日)。5月3日(水)から5月7日(日)までは、し尿の汲み取りを行いませんので、必要な場合は早めにお申し込みください。

■お申し込み先

有限会社上嶋環境営繕
☎47-2037

■受付時間

午前8時から午後5時まで

■お問い合わせ先

町民課町民係
☎47-4681

●野良猫に餌を与えないでください。

野良ネコに餌を与えると、その場所に住み着き、糞尿被害や庭が荒らされ、近隣住民の迷惑になります。また繁殖をさせてしまえば、不幸なネコをさらに増やすことにもなります。飼う意思のないネコへの餌やりは、絶対にやめましょう。また、ネコの放し飼いは、飼い主の目の届かないところで、近隣住民に迷惑をかけている場合がありますので、ネコは室内で飼いましょう。

■お問い合わせ先

町民課町民係
☎47-4681



●火災想定訓練の実施について

4月20日から4月30日までの春の全道火災予防運動に伴い、火災想定訓練を左記のとおり実施します。

実施当日は消防車がサイレンを吹鳴して走行しますの

で、火災等と間違いのないようお知らせします。

■日時・場所

- 4月26日(水) 美山地区
 - 4月27日(木) 白符地区
 - 4月28日(金) 福島地区
- ※午前8時45分から実施します。

■お問い合わせ先

福島消防署
☎47-2119

●インボイス制度説明会について

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されています。「制度について知りたい」という方は、説明会無料(是非ご参加ください)。説明会に関する情報は札幌国税局ホームページの「税に関する情報」をご覧ください。

■お問い合わせ先

函館税務署
☎0138-31-3171

●カラスの営巣による電気事故防止にご協力を!

春先から初夏にかけてカラスの巣作りが盛んになり、市街地では電柱にも巣が作られます。巣の材料に針金やハンガーなどの金属が使われることもあり、この金属が電線に触れると、停電を引き起こす可能性があります。



電柱に作られたカラスの巣

ほくでんネットワークでは、巡視などを行い、電柱の上の巣を発見したときは、これを取り除いていますが、地域の皆様の目撃情報により巣を取り除き停電を防ぐことができた事例が数多くございます。

■お問い合わせ先

北海道電力ネットワーク株式会社
福島ネットワークセンター
☎0120-0600-915

●林野火災に注意しましょう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期となりました。森林は、自然とのふれあいの場として、多くの人々に利用されています。しかし、毎年春になると集中発生する林野火災によって、全国各地で貴重な緑の資源が失われています。

林野火災は、4月から6月に集中していることから、この期間を『林野火災危険期間』とし、特に4月21日(金)から5月31日(水)までを『林野火災予防強化期間』として積極的に予防運動を進めます。

一人ひとりが貴重な緑を守るため、林野火災の防止にご協力の程よろしくお願いたします。

■お問い合わせ先

産業課農林係
☎47-13002



☆福島町健康づくり推進協議会 ～福島町三師会の健康情報コーナー

処方箋と薬のもらい方

診察した医療機関が患者さんに直接お薬を渡すことを**院内処方**、医師の診察を受けた際に、院内でお薬をもらう代わりに、「**院外処方箋**(以降、**処方箋**)」をもらい、それを患者さん自身が「**保険調剤薬局**」へ持っていき、薬を調剤してもらう方法を**院外処方**と言います。

この時に発行される処方箋ですが、処方箋には交付日を含めて4日間の有効期限があります。

この期間を過ぎてしまうと処方箋は無効となり、調剤をしてもらえません。

年末年始、ゴールデンウィーク等の長期間の休みでお薬を受け取ることができない場合には、事前に医師に相談しましょう。

院外処方のメリットは、処方された薬のダブルチェックができることです。処方箋を発行した医師がまずチェックし、処方箋を受け取った調剤薬局の薬剤師が再びチェックすることにより用法用量等を再確認できます。また、複数の医療機関から処方を受けている場合には、同一の薬局を利用することで、重複投与のチェックや飲み合わせの適合等のチェックも薬剤師が行いますので、安心して服薬することが出来ます。医療機関側としても、患者さんに必要とされる多種多様なお薬を安全に患者さんへ処方することが出来るというメリットがあります。



(文責：クリオネふくしま薬局 永松 文人)

お問い合わせ先

福島町健康づくり推進協議会 (福祉課内) ☎47-4682

小笠原内科消化器科クリニック

医師 小笠原 実(院長)

〒049-1454 松前郡福島町字館崎350番地27 TEL: 0139-48-5231 FAX: 0139-48-5232

○内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・放射線科・皮膚科

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:30	○	○	○	○	○	○
14:00～17:00	○	○	訪問診療	○	○	○

*第2、第4土曜日は休診
*受付時間は 8:00～12:00
13:30～16:30



令和4年度北海道知事表彰 北海道社会貢献賞を受賞



▲表彰された中塚雅美三岳第一町内会長さん(写真中央)

三岳第一町内会に、北海道知事より「令和4年度北海道社会貢献賞(河川愛護等功労者)」が授与され、3月7日(火)に福島町役場において、北海道渡島総合振興局滝田副局長から中塚雅美三岳第一町内会長へ賞状の伝達が行われました。

三岳第一町内会では、平成17年から福島川において、草刈りを行うなど河川環境の美化活動に取り組み、河川愛護の推進に貢献された功績が評価され、この度の受賞となりました。

永年の活動に感謝申し上げます。

(株)北雄産業より寄付をいただきました。

3月8日(水)、(株)北雄産業(札幌)の清水代表取締役副社長が来庁され、町の振興のために寄付をいただきました。

(株)北雄産業は昭和63年に千軒地区へ工場を開設し、約30年間に渡り地域の産業の発展に貢献していただくとともに、町内の貴重な事業所の一つとなっております。

(株)北雄産業に感謝申し上げますとともに、さらなるご発展をお祈り申し上げます。



1歳児へお米を贈呈しました。



3月15日(水)、福島町役場において、令和3年10月から令和4年3月までに生まれた子どもを対象に、福島町産米の贈呈式を行いました。

この贈呈式は、子どもが元気に育ち1歳を迎えたことを町としてお祝いするとともに、福島町産米の美味しさを皆さんに知っていただくことを目的に実施しています。

贈呈式では、鳴海町長から、お祝いの言葉と共に子ども1人につき5kgずつお米を渡しました。

長野県木曾町との職員派遣交流終了 田代さん、お疲れさまでした！

産業課 農林係 主査 田代 裕貴

去年の四月から一年間、産業課農林係でお世話になりました、田代裕貴です。私は今回の交流派遣で、人生で初めて北海道にきました。福島町にたどり着いた時の不安と期待に満ちた気持ちは、まるで昨日のことであるかのようで今でも思い出します。福島町の出来事は、思い返せばどれも輝かしい思い出となっておりますが、紙面をお借りできるスペースに限りがあるため、いくつか選んでお伝えします。一つ目は、仕事のことについてです。私がいた産業課農林係では、林務担当として主に福島町の森林の管理の仕事をさせていただきました。私は農林係の仕事は初めてで、どれもこれも新しい体験ばかりでした。長野県は豊かな森林を有する県ではありますが、私自身は仕事で森林に関わることは初めてでしたので、いざ林務の仕事に携わると知らないことばかりだったのです。樹種や育ち方の違い等、「森林」と一括りでしか見ていなかった中に様々な違いがあり、自分がいかに無知だったのかわかりました。また、森林を適正に管理するためには、自然に任せるだけでなく、風倒木対策等、人が手を加え維持する必要があることを知りました。いずれも、林務の仕事を体験しなければ知らないまま過ごしていたと思うので、本当に勉強になりました。時には山の斜面の現場で滑落しかけたり、野生動物の驚異を目の当たりにする等、大変なこともありましたが、今となっては貴重な経験として財産になりました。



クルーズに参加した時の様子

二つ目は、福島町の海のことについてです。海のない長野県で過ごした時間が多いためか、福島町に来てからの身近に海がある日常というのは、とても新鮮な経験でした。私がお借りした住宅の近くには吉岡港があり、そこから見る海は、何度見ても飽きない不思議な気持ちにさせてくれる海でした。また、まちづくり工房様の岩部クルーズに乗って海を見に行った時は、クルーズの目玉である「青の洞窟」も非常に綺麗でしたが、その周りの、水平線の彼方に広がるような透き通った青い海や険しい岩壁の景色は、日本を出てどこか違う世界に来たような、今までにない、そして他の所ではなかなか味わうことのできないような経験になりました。三つ目は、福島町の色々なイベントに参加させてもらったことです。



殿様街道ウォークで茶屋に扮した時の様子

役場が主催となるイベントを始め、主にお祭り関係で様々なイベントを体験させてもらいました。今まではあまりイベントの運営側になつたことはありませんでしたが、イカ祭り、イベントの準備や後片付けをしたり、フードスタジアムで名産品のPRをしたり、殿様街道ウォークで茶屋に扮して休憩所でお茶を振舞ったり等、イベントの大変さだけでなくやりがいも感じる事ができました。

環境の違いや文化の違い等、今まで住んでいた長野県との違いがある中で、来た最初の頃は「自分はちゃんとやっていけるのだろうか。」という不安もありました。しかし、周りの方々が色々教えてくださったり、手助けしてくださったおかげで無事に過ごすことができました。福島町での経験は、一生に一度あるかなにかのかけがえのない財産になりました。今後も福島町と木曾町の交流が続くことを願うと共に、福島町での経験を胸に、木曾町に帰ってからも頑張りたいと思います。一年間、本当にありがとうございました。

とうございます



ご卒業・ご卒園おめでとうございます。

町内の各学校等では、令和4年度の卒業式・卒園式が行われ、子どもたちが新たなスタートの日を迎えました。

3/1

北海道福島商業高等学校 卒業生 8名



3/15

福島町立福島中学校 卒業生 14名

令和4年度 第76回 卒業証書授与式



卒業・卒園おめで

3/17

福島町立福島小学校
卒業生 10名



3/23

福島幼稚園
卒園児 4名



福島町青少年交流センター

「新潮学舎」が竣工

福島町青少年交流センター「新潮学舎」は、高校生をはじめとした多くの若者を全国から受け入れ、快適に福島町での生活を過ごしてもらうための施設です。若者の人材育成を図ることを目的としており、就業体験や大学生のフィールドワークなど研修施設としての役割も担います。

また、インターネット会議システムや、WiFi環境を整え、企業等にワークショップの場として活用してもらうことを想定しています。

さらに、移住体験や体験観光の利用者に、福島町の魅力を感じてもらうことで、移住・定住や交流人口の拡大を図ることを目指しています。

事業費内訳（令和4年度）

事業費	財源内訳		
	(単位：千円)		
建設費	347,973	国庫補助金	161,957
工事監理費	5,500	地方債	193,400
備品購入費	25,000	一般財源	23,116
計	378,473	計	378,473



福島町青少年交流センター新潮学舎ホームページ
<https://fukushima-youthcenter.com/>



3月22日(水)、来賓や工事・設計関係者ら約60名が出席し、オープニングセレモニーが行われました。

鳴海町長は、「町の未来を担う青少年の学びの場が完成しました。生徒たちが夢を語り、未来を語り、切磋琢磨することで成長し、町に活力を注いでくれるものと期待しています。」とあいさつしました。

その後、藤倉朱里氏の絵画の寄贈や、ドローン体験会などが行われました。

セレモニー終了後には、町民の皆さまを対象にした内覧会が行われ、約150名の方が参加しました。

施設を見学した方からは、「立派な施設で、若い人にとどん福島町に来てほしい。」という声が聞かれました。

個室

約6畳の個室が24部屋用意されています。

Wi-Fiの使用が全室で可能なほか、冷暖房エアコンが設置されており、快適な生活ができます。

また、個室は男女に分かれており、女性専用エリアにはカードキーがなければ入室できないため、セキュリティ対策も万全になっています。



コミュニティラウンジ

若者の交流の広場として、コミュニティラウンジを設けています。

利用者の休憩や歓談、勉強スペースとして利用できます。

プロジェクトやWeb会議システムを用意しており、研修会やミニ講演会の場としても活用することができます。



レストスペース

個室棟の利用者やゲストルームの宿泊者には、食事が提供されます（日曜日は原則提供しません）。

調理は委託事業者が行い、安心安全でおいしい食事の提供に努めます。

また、明るく大きな窓があり、大画面の液晶テレビも用意し、交流の場としても活用できます。



ゲストルーム

一般の方が宿泊できる、4部屋のツインルームを設けております。

木の風合いとグレーの壁紙で、落ち着いた雰囲気の一部屋となっています。

なお、ゲストルームの料金は下記のとおりで、新潮学舎のホームページなどから、宿泊予約ができます。



各利用料

個室	使用料	1 か 月	30,000 円
	食 事 料	1 か 月	30,000 円
ゲストルーム	1泊2日から5泊6日	1 名 1 泊	4,500 円
		2 名 1 泊	7,000 円
	食 事 料 (朝 食)	1 食	500 円
※福島商業高校生は個室使用料が免除されます。 ※ゲストルームは長期滞在割引があります。			

障がい福祉サービス・制度のご紹介

障がいのある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。）

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要で、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスが受けられない場合もあります。

■手帳制度

手 身 体 障 害 者 手 帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある方。
	内 容	障がいの程度により手帳の等級には1級から6級までの区分があります。
療 育 手 帳	対象者	函館児童相談所（18歳未満）または、北海道立心身障害者総合相談所（18歳以上）において、知的障がい者と判断された方。（知的機能の障がいがあるが、おおむね18歳までにあらわれた者。）
	内 容	I Q等の判定により、A（重度）またはB（中、軽度）の区分があります。
保 健 福 祉 手 帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある方。
	内 容	障がいの程度により手帳の等級には1級から3級までの区分があります。 手帳の有効期限は交付から2年間で、更新が必要な時には、有効期限が切れる3か月前から更新申請ができます。

■障害者総合支援法

サ ー ビ ス	障 が い 福 祉	内 容	身体・精神及び知的障がい者（各障害者手帳所持者）又は難病等に罹患している等一定の条件を満たす方に対して、介護の支援（居宅介護、施設入所等）又は訓練等の支援（自立訓練、就労移行支援等）を行います。（介護保険制度が優先されます。）
医 療	自 立 支 援	内 容	身体障がいの更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療に係る医療費の助成を行います。

■補装具の購入・修理

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている、又は難病等に罹患している等一定の条件を満たしており、その障がいの程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた方。（介護保険制度が優先となります。）
種 類 （ 例 ）	聴覚障がい：補聴器 視覚障がい：眼鏡、盲人安全つえ等 肢体不自由：義肢、装具、車いす等

■日常生活装具の給付・貸与

対象者	在宅の日常生活を営むことが困難な身体障がい者（児）、または難病等に罹患している等一定の条件を満たす方。（介護保険制度が優先されるものがあり、障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
種類	ストマ用具、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊寝台等

■福祉手当の支給（支給額は、令和5年度以降の月額です。）

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している者。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	1級／月額53,700円 2級／月額35,760円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給されません。また、児童が福祉施設等に入所している場合や、児童が障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額27,980円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給されません。また、受給者が福祉施設等に入所している場合や、医療機関に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者。（障がいの種類・等級等に一定の条件があります。）
	支給額	月額15,220円
	支給制限	受給者及びその扶養義務者の所得が一定以上の場合には支給されません。また、受給者が福祉施設等に入所している場合や、障がいによる公的年金を受けているときは支給されません。

■有料道路通行料金免除

条件	身体障がい者本人が運転するか、重度の身体及び知的障がい者が乗車し介護者が運転する車1台（自家用車に限ります。）について、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	--

■NHK受信料の減免

条件	身体・精神及び知的障がい者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除の対象となります。 町民税課税の世帯の場合は、世帯主が視覚障がい及び聴覚障がいである場合や、重度の身体・精神及び知的障がい者である場合は、半額免除の対象となります。
----	---

お問い合わせ先

福祉課 福祉係 ☎47-4682

北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

4月9日(日) 投票日

投票日前でも投票できます

- **期日前投票**…投票日の当日、仕事や旅行等で投票できない方は、期日前投票ができます

告示日 ■ 知事選挙 3月23日(木) ■ 道議選挙 3月31日(金)

※3月24日(金)から3月31日(金)までの間は、知事選挙のみ投票することができます。道議会議員選挙は4月1日(土)以降でなければ期日前投票をすることはできませんので、ご注意ください。

投票できる期間：知事選挙 3月24日(金)から4月8日(土)まで
道議選挙 4月1日(土)から4月8日(土)まで

投票場所及び時間：役場(2階) 午前8時30分から午後8時まで
吉岡支所 午前8時30分から午後5時まで

- **不在者投票**…指定老人ホームや病院、町外の市町村でも投票できます
指定老人ホームや病院などに入所・入院している方、または出稼ぎなどで投票所に来られない方が投票できます。
(仕事先、旅行先などの滞在地で不在者投票をする場合は、事前に手続きが必要ですので、早めに福島町選挙管理委員会へ投票用紙等の交付の請求をしてください。)

投票入場券

投票所入場券(ハガキ)は、有権者の皆さんに郵送しております。
届いていない場合は、選挙人名簿に登録されているかどうか、お問い合わせください。

●投票日（4月9日）の投票時間について

今回の選挙から、一部の投票所について閉鎖時間が繰上げとなりました。
選挙当日に投票される方は、お間違えのないようご注意ください。

	投票所	新投票時間
1	福島町役場	午前7:00～午後7:00
2	日向町内会館	午前7:00～午後6:00
3	白符ふれあいセンター	午前7:00～午後6:00
4	宮歌・豊浜町内会館	午前7:00～午後6:00
5	吉岡総合センター	午前7:00～午後7:00
6	松浦・吉野町内会館	午前7:00～午後6:00
7	月崎1町内会館	午前7:00～午後6:00
8	塩釜町内会館	午前7:00～午後6:00
9	浦和町内会館	午前7:00～午後6:00
10	福祉センター	午前7:00～午後7:00
11	三岳1町内会館	午前7:00～午後6:00
12	三岳2町内会館	午前7:00～午後6:00
13	千軒活性化センター	午前7:00～午後5:00

福島町長選挙及び福島町議会議員選挙のお知らせ

任期満了に伴う福島町長及び福島町議会議員選挙を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

- 告示日 令和5年8月10日(木)
- 投票日 令和5年8月15日(火)

お問い合わせは、福島町選挙管理委員会(総務課内) TEL47-3001

ご存知ですか？

福島町のさまざまな制度

福島町ではさまざまな制度により、福島町に住んでいる皆さんの生活や事業を応援しています。制度の利用をお考えの方は、各お問い合わせ先へご相談ください。

各制度には一定の基準や限度額があります。ご利用前に必ずご確認ください。

子育て

妊産婦安心出産支援事業

妊産婦の方が町外の産科医療機関へ通院した際の交通費や、出産直前の準備で町外に宿泊した際の宿泊費を補助します。



●お問い合わせ先

福祉課福祉係 ☎47-4682

出産祝金交付事業

お子さんが生まれた方へ、奨励金を交付します。

※ 交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

住まい

定住促進住宅等奨励事業

定住を目的として住宅を新築・購入した方へ、奨励金を交付します。

※ 交付後10年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

妊婦さん支援給付金

妊娠中の不安や心配を抱える妊婦が経済的にも精神的にも少しでも穏やかに過ごし、安心して出産を迎えることができるよう妊婦一人につき10万円の給付金を支給します。

●お問い合わせ先

福祉課福祉係 ☎47-4682

住宅リフォーム補助金

定住を目的として住宅をリフォームされる方へ費用の一部を補助します。

※ 交付後5年以内に転出した場合、奨励金を返還していただきます。

また、貸家は対象外となります。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

空家等対策支援事業

町内の空家及び空家となる見込みの建物を解体する費用の一部を補助します。



●お問い合わせ先

建設課(空家担当) ☎47-3006

担い手の育成

農林業担い手養成事業

新たに農林業への就労を希望する方へ、奨励金等を交付します。

●お問い合わせ先

産業課農林係 ☎47-3002

水産業担い手支援事業

新たに漁業への就労を希望する方へ、奨励金等を交付します。

●お問い合わせ先

産業課水産係 ☎47-3002

雇用者・団体の支援

チャレンジスピリット応援事業

町内で新たに起業する方や事業を継承する若者等の後継者が、企業施設の新設等を行う場合、助成金を交付します。

※ 交付後5年以内に事業の休止や廃止、対象設備の売却や譲与等があった場合は、助成金を返還していただきます。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

地元企業雇用等促進事業

北海道福島商業高等学校の新卒業生や外国人技能実習生を雇用する町内の事業者に対し、助成金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

産業活性化サポート事業

町内産業の活性化に向けて活動する団体等に、補助金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

スキルアップ

人財育成支援事業

資格取得や研修会等の参加・開催を予定している方へ、補助金を交付します。

●お問い合わせ先

企画課企画係 ☎47-3007

町内高校生への支援

北海道福島商業高等学校就学支援事業

北海道福島商業高等学校へ通学する生徒の保護者の負担軽減を図るため、入学奨励金、通学定期乗車券購入費用、各種資格取得の助成などを行っています。

●お問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育係
☎47-3675

インターネット設備

無線インターネット 接続環境整備事業

新規に光回線を整備し、無線によるインターネット接続環境を整備する場合、費用の全額又は一部を助成します。

●お問い合わせ先

企画課企画係
☎47-3007

令和5年度の国民健康保険税の税率が改正されます

■改正の考え方

町では、令和6年度までに実施される北海道の保険料（税）水準の統一に向け、令和4年度より税率改正を行っています。

今回の税率改正は、北海道の試算により示された令和6年度の税率に近づけるための改正となっています。

また、国の法律改正に伴い、賦課限度額と軽減判定所得額をそれぞれ引き上げています。この引き上げにより、中間所得層の負担軽減が図られます。

なお、現在の試算によると、令和6年度においても今回と同程度の税率改正が見込まれています。

■改正の内容

1. 税率改正

【単位：円、％】

区 分	現 行	令和5年度	増 減	
医 療 分	所得割	7.50	7.55	0.05
	均等割	24,100	24,300	200
	平等割	25,400	25,200	△ 200
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.30	2.50	0.20
	均等割	7,600	8,100	500
	平等割	3,000	5,900	2,900
介護納付金分	所得割	1.50	1.65	0.15
	均等割	6,800	7,400	600
	平等割	2,100	4,100	2,000
合 計	所得割	11.30	11.70	0.40
	均等割	38,500	39,800	1,300
	平等割	30,500	35,200	4,700

2. 賦課限度額

区 分	現 行	令和5年度	増 減
医 療 分	65万円	65万円	－
後期高齢者支援金等分	20万円	22万円	2万円
介護納付金分	17万円	17万円	－
合 計	102万円	104万円	2万円

3. 軽減判定所得

区 分	現 行	令和5年度	増 減
5 割 軽 減	28.5万円	29万円	0.5万円
2 割 軽 減	52万円	53.5万円	1.5万円

お問い合わせ先

福祉課国民健康保険係 ☎47-4682
町民課賦課係 ☎47-4683

4 R運動にご協力お願いします

私たちの家庭からは、毎日多くのごみが排出されます

これらのごみの中には、4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）運動を実行することで少しでも多くのごみを減らすことができます。ごみの減量化につながる4 R 運動を心がけて環境にやさしい、無駄のない暮らしを目指しましょう。

今回は、4 R の一つである Refuse（リフューズ）について紹介します。

リフューズ (Refuse) 発生回避

ごみとなるものの受け取りを断る。

発生源であるごみになるものを断つこと、家などに持ち込まないことです。

例) 必要以上のものを買わない。買い物時のマイバックの持参など……

電動生ゴミ処理機購入に対する補助金と補助率の拡充について

家庭から排出される生ごみを減量するため、乾燥型の電動生ごみ処理機の普及促進を図るための電動生ごみ処理機を購入した町民に対する補助金の限度額と補助率が、令和5年度から下記のとおり拡充されましたのでお知らせします。

対象世帯	・福島町に住所を有し、かつ居住している方 ・購入した機器等を常に良好な状態で維持管理できる方
助成額	・購入価格の75% (送料や付属の消耗品等は除きます。)
助成限度額	・60,000円
数量	・1世帯につき1台まで

生ごみの水切りをしましょう！

生ごみの約80%は水分と言われています。世帯あたり月2ℓの水分を減らせば、町全体で年間約50トンのごみが減量化されます。生ごみを出すときは、水切りや水しぼりをしましょう。

お問い合わせ先

町民課 衛生係 ☎47-4681

令和5年度及び令和5年度以降の浄化槽整備事業のお知らせ

町では、清潔で快適な生活環境を確保するとともに、川や海をきれいにするため平成23年度から浄化槽整備事業を進めています。対象住宅は、専用住宅などです。

浄化槽工事のうち、町が行う工事、申請者が行う工事は次のとおりです。

町が行うもの

- 浄化槽本体
- 町が必要と認める工事

申請者が行うもの

- 自宅内排水設備工事
- 水洗トイレ改造工事



浄化槽設置に必要なこと

- 設置する用地を町が使用するため、土地所有者と申請者の同意が得られていること
- 設置する用地に障害物がないこと
- 工事費用の負担ができること

浄化槽工事分担金

工事費により分担金の額は異なりますが、限度額が設定されております。浄化槽設置の際に人槽区分に応じて1回のみ分担金を納付していただきます。

人槽	分担金 (限度額)	家屋延床面積
5人槽	129,100円	130㎡以下
7人槽	150,200円	130㎡を超える

浄化槽使用料

浄化槽の年間維持費は、人槽区分によって異なりますが、維持費の2/3は町が負担しますので、1/3を使用する方が使用料として納付していただきます。

人槽	月 額	
	初年度	2年目以降
5人槽	1,900円	1,700円
7人槽	2,100円	2,000円

- ※ 月額使用料は清掃回数等により変更があります
- ※ 維持費は、法定検査料、保守検査料、清掃料です

申請者が設置する水洗トイレや配管工事に助成制度があります

既存の住宅でトイレの改修や排水設備など、水洗化にかかる工事は、家の構造や改修方法によって異なりますが、町では工事費の60万円を上限として2/3を補助します。

補助金の参考例

工事費	町補助金	申請者負担額
600,000円	400,000円	200,000円
800,000円	400,000円	400,000円

- ※ そのほか、融資あっせん制度があります。



浄化槽設置の申込について

令和5年度は10基分の新設を予定しています。設置順は新築を優先し予約順となっていますので、設置を希望される方は、お早めに連絡をお願いします。定数を超えた場合は翌年度となります。

また、新築の予約は令和5年6月30日までとさせていただきます。

■問い合わせ先

浄化槽の内容や申し込みなどについて詳しくは、町民課衛生係（電話47-4681）まで、問い合わせください。

4月におけるマイナンバーカード関係手続きについて

来庁される方への願い



1 待ち時間の発生について

3月末から4月にかけて、町民課窓口がとても混雑します。マイナンバーカードの交付及びマイナポイントに関する手続きで来庁される場合は、待ち時間が発生することがありますのでご了承ください。

吉岡支所においても、マイナンバーカード申請、交付することができますので、ぜひご活用ください。その際はあらかじめ吉岡支所へ連絡してくださいませよう、お願いします。

2 マイナポイントにおける利用申し込み登録後の問い合わせについて

マイナポイント手続き後に、お客様からマイナポイントで登録したキャッシュレスサービスに関する問い合わせが何度かありました。

恐れ入りますが、ポイントの付与状況などの問い合わせは、登録したカードに記載された電話番号等、お客様自身でご確認ください。

マイナポイントの申込期限が令和5年5月31日に変更になりました！
令和5年2月28日までに申請された方はマイナポイントがもらえる対象となります。

対象者	ポイント贈呈数	ポイントをもらう条件	申込期限
① マイナンバー新規登録者 ※現在取得されている方のうち、未申込者	最大5,000円	20,000円のチャージまたは買い物に対し、金額に応じて付与されます	マイナポイントの申し込み期限は「令和5年5月末」です。しかし、一部のサービスは5月末以前で締め切ってしまうものもあります。
② 健康保険証と紐づけした方	7,500円	直接付与されます	
③ 公的受取口座と紐づけした方	7,500円		

マイナンバーカードに係る手続きは規制がかかります

4月28日の夕方から5月7日において、マイナンバーカードに係るシステムの運用停止のため、役場開庁日である5月1日及び5月2日は役場・吉岡支所でのマイナンバーカード関係手続きはご遠慮ください。

お問い合わせ先

町民課 町民課

☎47-4681



診療所だより ～やまゆりの風～

『高尿酸血症と痛風』

高尿酸血症とは？

通常、体内の尿酸は産生と排出のバランスを保ちながら一定の量を保っていますが、尿酸が過剰につくられたり、排出がうまくいかなくなると体内の尿酸は一定量をこえてしまいます。この状態を高尿酸血症といいます。

尿酸値が高いだけでは自覚症状はありませんが、血中の尿酸値が高い状態が続くと、溶けきれなくなった尿酸が結晶となり関節などにたまっていきます。関節にたまった尿酸結晶に対して免疫細胞が反応し、炎症を起こして痛風となります。

痛風は、ある日突然、足の親指やひざなどの関節が腫れて激痛におそわれます。歩けないほどの痛みが数日続きますが、痛みは徐々にやわらいでいきます。しかし正しい診断や治療を受けずに放置していると、同じような症状が繰り返し起こり、症状が重くなる傾向があります。

尿酸が異常に作られる原因

- ・ 食生活の乱れ
- ・ プリン体を多く含む食品の過剰摂取
例) ビール、レバーなどの臓物類、魚卵、肉汁、ベーコン、アジ、エビ、貝類など
- ・ 激しい運動

[激しい運動はエネルギーが消費されプリン体が多くつくられてしまいます。
汗をかくことによって水分が失われると、血液が濃くなり尿酸が溶けにくくなります。]

- ・ 飲 酒
[アルコールには尿酸値を上げる働きがあります。]



予防のポイント

- ・ 食事の工夫
[高脂肪、高カロリー食に気をつけましょう。
野菜や果物、いも類などは体内の尿酸の排出を促進してくれます。]
- ・ 水分を取る
[甘い飲み物は尿酸値を上昇させるので、水かお茶で水分補給をしましょう。]
- ・ 運動の継続
[ウォーキングやジョギングなど軽い有酸素運動をしましょう。
運動習慣によって、肥満を防ぎ尿酸を体外へ排出しやすくしましょう。]



やまゆりクリニックからのお願い

3日以内に37.0℃以上の発熱がある方は、来院される前にお電話でご連絡をお願い致します。

福島町国民健康保険診療所

やまゆりクリニック

◎内科・消化器内科・小児科／院長 光銭健三
☆専門外来 ピロリ菌外来・禁煙外来・認知症外来

診療案内

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:30～11:45	●	●	●	●	●	▲
午後 1:00～5:00	●	●	●	訪問診療	●	-
5:00～6:30	-	●	-	-	-	-

※受付は、診療時間終了の30分前までです。

火曜日は夜間診療有
木曜日は12時まで診療
▲第2・4土曜日のみ診療

■お問い合わせ先
福島町字福島139番地1
☎(0139) 47-3101

福島地域マリンビジョン うみ 海峡の横網 ニュース

福島地域マリンビジョンニュースは、町民のみなさんと一緒に水産業を核とした地域振興を進める「福島地域マリンビジョン計画」の推進状況などをお知らせするおたよりです。

令和4年度 食育教室「福島町の漁業を学ぼう！」の開催

2月22日(水)に福島小学校において、5・6年生の児童22名を対象に、食育教室「福島町の漁業を学ぼう！」が開催されました。この食育教室は渡島西部地区漁業士会が主催し、福島町で水揚げされる主な水産物について興味を持ってもらうことを目的としています。

食育教室では、役場産業課水産係による福島町の漁業についての説明、渡島地区水産技術普及指導所松前支所による漁業そのものについての説明、渡島西部地区漁業士会の方々によるイカの生態やイカ釣り漁業、昆布の養殖方法の説明、ウニの採捕体験などが行われました。また、昆布出汁の試飲や、漁連から乾燥昆布、株式会社北海シーウィードから福島町の間引き昆布を使用した惣菜の提供もいただきました。

子どもたちは、普段食卓に並ぶ水産物がどのように育てられ、または採られるのかを学び、故郷の漁業への理解を深めることができました。



そもそも漁業とは何かを説明する
水産指導所松前支所 能登支所長



イカについて説明する
小入羽顧問



昆布について説明する
坂口漁業士



タコ漁業について説明する
新山漁業士



ウニ採り体験



みんなで記念撮影

ご意見・お問い合わせは福島地域マリンビジョン推進協議会事務局（産業課水産係）まで。

TEL : 0139-47-3002 FAX : 0139-47-4504

福島消防団員として 一緒に活動しませんか？

消防団員ってどんな人？

- 消防職員とともに火災等の災害への対応、火災予防の呼びかけや、警戒活動を行います。
- 常勤の消防署員とは異なり、日頃はご自身の仕事に専念していただき、災害が発生した際にその対応にあたります。
- 災害対応のための訓練や、資器材の整備点検などを行い、災害活動力を高めています。

- 消防団員の身分は、非常勤の特別職地方公務員となります。



消防団員の処遇は？

- 消防団活動の労苦に対して、年1回報酬が支払われます。
- 災害や訓練等で出動した場合、手当等が支払われます。
- 活動中に負傷した場合、公務災害として療養費用等が補償されます。
- 活動に必要な活動服や制服等が貸与されます。
- 5年以上勤務して退団した場合、階級や勤務年数に応じて、退職報奨金が支払われます。

どんな人でも消防団に入れるの？

- 福島町内在住の18歳以上50歳未満の健康な方であれば、入団できます。



お問い合わせ先

渡島西部広域事務組合 福島消防団 ☎47-2119

〒049-1331 松前郡福島町字三岳45番地1（福島消防署内）

国民年金のお知らせ

20歳になったら国民年金

誰が加入するの？

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方に国民年金への加入が法律で義務付けられています。

保険料はいくら？

国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,520円です（令和5年度）。

国民年金加入のご案内

- ① 令和元年10月以降、20歳になった方は、自動的に国民年金に加入となります。
 - ※ 加入手続きは不要です。
 - ※ すでに厚生年金に加入している方や、配偶者の扶養に入っている方は除きます。
- ② 20歳の誕生月の前月に国民年金に関する事前のお知らせが届きます。
- ③ その後、20歳の誕生日からおおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

<送付内容>

- ・国民年金加入のお知らせ
- ・国民年金保険料納付書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・基礎年金番号通知書
- ・学生納付特例申請書
- ・返信用封筒 等

学生納付特例制度

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。手続きは町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所で行うことができます。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合前年所得に応じて、保険料の全額または一部の免除や保険料の納付が猶予される制度があります。手続きは町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所で行うことができます。

お問い合わせ先

町民課 年金係
函館年金事務所

☎47-4681

☎0138-56-1165（国民年金課）

生涯学習コーナー

令和4年度スポーツ・文化賞表彰式

2月21日(火)福祉センターで、「令和4年度スポーツ・文化賞表彰式」が行われました。今年度は個人賞15名、団体賞2団体が受賞しました。各部門の受賞者は以下のとおりです。

★スポーツ奨励賞★

選考基準：渡島大会3位以上、全道大会出場（標準記録突破）

所属	氏名	種目
認定こども園福島保育所	齋藤 勇 翔	空 手 道
福島小1年	齋藤 春 翔	空 手 道
福島小1年	荻野 大 地	空手道・相撲
福島小4年	田中 紗 彩	空 手 道
福島小5年	渋谷 碧 唯	陸 上
福島中1年	吉澤 舞 雪	陸 上
福島中1年	中村 柊 太	陸 上
福島小学校	福島・吉岡野球少年団	野 球

★スポーツ賞★

選考基準：渡島大会優勝、全道大会3位以上、全国大会出場

所属	氏名	種目
福島小4年	角谷 稀 唯	空 手 道
福島小6年	角谷 琉 唯	空 手 道
福島中1年	吉田 龍 登	相 撲
福島中3年	吉田 飛 龍	相 撲
福島中3年	田澤 慶 明	野 球
福商高校1年	小熊 伶 糾	空 手 道
福島中学校	福島中学校相撲部	相 撲

★文化賞★

選考基準：渡島大会・全道大会での上位入賞等

所属	氏名	種目
福島中1年	中村 柊 太	プログラミング
福商高校2年	湊 由 季	書 道

★文化功労賞★

選考基準：全道大会・全国大会での上位入賞等

所属	氏名	種目
福商高校2年	水澤 凜	書 道



「冬の書道教室」

2月20日(月)福祉センター老人室において、「冬の書道教室」が行われました。筆を使って色々な線を書く練習、自分の思いを言葉に書いてみるなど、楽しく書道を学びました。最後に、お気に入りの1枚を選び、どんな気持ちを込めて書いたか発表し合いました。



「第19回 教育長杯争奪町民ソフトバレーボール大会」

3月1日(水)・2日(木)の2日間、「第19回教育長杯争奪町民ソフトバレーボール大会」が開催されました。町内から6チーム32名が参加し、全チーム総当たり戦による白熱した試合を繰り広げました。大会結果は以下のとおりです。



優勝：アンパンマン 準優勝：YOSSY'S 第3位：小中チーム

* 4月総合体育館カレンダー *

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

場所 総合体育館
時間 12時00分～9時30分
期日 4月1日(土)

◇スポーツリズム
トレーニング教室

●4月の行事



図書室NEWS

～2023.4月号～

福祉センター図書室 ☎47-3046

HP: https://www.lib-eye.net/fukushima_town_library/

◆貸出冊数・期限：1人10冊まで、2週間貸出可能

◆休館日：毎週日曜日・火曜日/祝日/年末年始(12/30～1/5)



🌷 図書室で遊ぼう！リニューアルのお知らせ 🌷

「図書室で遊ぼう！」の開催日が、学校移動図書の翌日の水曜日午後3時に変更となります。毎月の開催日・開催内容は、図書室NEWS、図書室ホームページにてお知らせします。

※4月は26日(水)開催です。

今年も、工作やゲーム大会を楽しんだり、時には草花を探しに新緑公園へ出かけたいと思います。また、今年度から「図書室で遊ぼう！」に10回以上参加してくれた方には素敵な記念品をプレゼントします。たくさんの参加お待ちしております！

～子ども読書週間が始まります～

4月23日(日)は「子ども読書の日」です。

4月23日(日)～5月12日(金)は

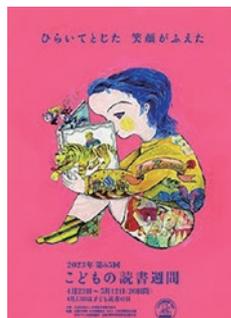
「こども読書週間」が始まります。

期間中は子ども読書週間コーナーにて本の展示を行っています。

4月26日(水)の「図書室で遊ぼう！春スペシャル」では『草花を探しに行こう』

※雨の場合はボードゲーム大会を開催します。

たくさんの参加をお待ちしています☆



今年度の雑誌が決まりました！

- ・LDK (晋遊舎)
- ・健康 (主婦の友社)
- ・ゆうゆう (主婦の友社)
- ・レタスクラブ (KADOKAWA)
- ・一個人 (一個人出版)
- ・COTTON TIME (主婦の友社)
- ・HO [ほ] (ぶらんとマガジン社)

の7誌に決定しました。いずれも貸出が可能で、継続している雑誌については過去2年分のバックナンバーも貸出しています。

(雑誌コーナーにない場合は図書室職員にお声かけ下さい。)

今月のイベント

- ①【ブックスタート】20日(木) 13:30～健康づくりセンター
- ②【移動図書】25日(火) 福小10:00～、吉小13:30～
- ③【図書室であそぼう！春スペシャル】26日(水) 15:00～
- ⑤【BOOKフェア】「春・旅しよう🌸」

図書室前廊下にて展示しています。～ 5月31日まで

新刊案内

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ●バスが来ましたよ | 由美村嬉々 |
| ●わらいのひみつ | おおのこうへい |
| ●ヘンテコなきかいのしくみ | 大串ゆうじ |
| ●魔女のなみだクッキー | 麻井深雪 |
| ●しごとへの道(1) バン職人・新幹線運転士・研究者 | 青山剛晶 |
| ●最強王キャラ図鑑 | 實吉達郎 |
| ●日本史を暴く | 磯田道史 |
| ●子どもたちに民主主義を教えよう | 工藤雄一/荻野一徳 |
| ●にゃんこ四字熟語 | 西川清史 |
| ●禁じられた遊び | 清水カルマ |
| ●食堂のおばちゃん(13) 初夏の春巻 | 山口恵以子 |
| ●祝祭のハングマン | 中山七里 |
| ●樹林の罪 | 佐々木譲 |
| ●家康の養女 満天姫の戦い | 古川智映子 |
| ① 俠飯 おとこめし(7)(8) | 福澤徹三 |

ほか

①は吉岡総合センターなごめ～るの新着図書です

～おすすめの1冊～

一生幸せになれる料理147 お魚イラストレシピア大百科
大垣友紀恵 (著)

本書は魚をまるごと1匹の姿から、さばいて、料理をするところまでをゆかいなイラストと写真で繰り広げられる新しいスタイルのお料理本。さばき方から盛り付けのコツ、さらに釣り人だけが知っている美味しい料理まで盛りだくさん！そして、おいしい魚を食べられる環境に感謝し、大切にしていこうと考えさせてくれる1冊です。

4月 April 今月の行事予定

1	土	教	スポーツリズムトレーニング教室	9:30~12:00	総合体育館
2	日				
3	月	福	ふれあい教室	13:30~15:00	吉岡総合センター
4	火	福	認知症カフェ	13:30~15:00	健康づくりセンター
5	水	福	第49回福島保育所入園式	9:30~	福島保育所
		福	福島保育所保護者会総会	10:50~	福島保育所
6	木				
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火	福	ふれあい教室	10:00~11:30	月崎1町内会館
				13:30~15:00	健康づくりセンター
12	水	福	リハビリ教室	10:00~11:30	健康づくりセンター
		福	認知症カフェ	13:30~15:00	吉岡温泉
13	木	福	運動保育	10:00~	福島保育所
		福	ゆりっこ広場	10:00~11:30	子育て支援センター
14	金	福	福島保育所全体集会	10:00~	福島保育所
15	土				
16	日				
17	月				
18	火	町	人権相談行政相談	13:00~15:00	福島町役場
		福	介護家族交流会	13:30~15:00	健康づくりセンター
19	水	福	福島保育所誕生会	10:00~	福島保育所
20	木	福	ゆりっこ広場	10:00~11:30	吉岡総合センター
		福	乳幼児健診(ブックスタート事業)	13:30~14:30	健康づくりセンター

21	金	福	育児教室	10:00~12:00	子育て支援センター
		産	無料法律相談	13:00~15:00	福島町役場
22	土				
23	日				
24	月				
25	火	教	移動図書	10:00~10:15	福島小学校
		福	ふれあい教室	10:00~11:30	あづま〜る(千軒)
				13:30~15:00	健康づくりセンター
26	水	福	福島保育所避難訓練(火災想定)	10:00~	福島保育所
		教	リハビリ教室	10:00~11:30	健康づくりセンター
		教	図書室で遊ぼう!春スペシャル	15:00~	福祉センター図書室
		福	火災想定訓練(4月28日(金)まで)		
27	木	福	ゆりっこ広場	10:00~11:30	子育て支援センター
28	金				
29	水		昭和の日		
30	日				

お問い合わせ先 - telephone -

議	議会事務局	(47)2215	産	産業課	(47)3004
総	総務課(代表)	(47)3001	吉	吉岡支所	(48)5211
企	企画課	(47)3007	教	教育委員会	(47)3675
税	町民課(税務)	(47)4683	保	認定こども園福島保育所	(47)3440
町	町民課(町民)	(47)4681	福幼	福島幼稚園	(47)2233
福	福祉課	(47)4682	福消	福島消防署	(47)2119
建	建設課	(47)3006	観	観光協会	(47)3004

* 各行事については、新型コロナウイルス感染症予防のため、延期・中止となる場合があります。参加を希望される方は、事前に各担当までお問い合わせください。



特定建設業 豊かな技術と確かな信頼工事

株式会社 桧山電気工業

本社 住所：檜山郡厚沢部町字富栄611-4

電話：0139-64-3331

URL：<http://www.hiyama-denki.co.jp>

営業所住所：松前郡福島町字福島524

電話：0139-47-3622

E-mail：hiyama02@beach.ocn.ne.jp

北海道グリーン・ビズ認定、北海道と家庭教育サポート企業協定締結

桧山電気はこんな会社



- 未経験者の人でも、3年~5年で一人前の電気工事に成長します。
- 社員の大半が家族を持ち、立派な大黒柱として勤務しています。
- 国家試験、技能講習、安全教育と、いろんな資格も取得できます。
- 10代~30代の社員が多数勤務し、楽しく和気あいあいと働いています。
- 仕事だけではなく、社員の交流を深める行事イベントが沢山あります。(ホームページ内に写真掲載あり)

●福利厚生

忘年会(ビシバシ大盛)

宮城県松島

・花見会

・本社旅行

・社員旅行

・高ーリング大会

・忘年会

・大レクリエーション大会

など

大飯温泉

社員募集!

ちびっこギャラリー



4月は福島保育所
つばめ組のみなさんの作品です

「ぼく・わたしの家族」

ふるさと応援基金

令和5年3月15日現在までの寄付金が次のとおりとなりました。
ありがとうございました。

令和3年度末時点での基金残高

71,070,000円

寄付受入れ状況

年度	件数	金額
令和3年度	3,343件	53,128,000円
令和4年度	4,067件	55,468,052円

お問い合わせ先 企画課 企画係 ☎47-3007

よろこび・かなしみ

2月20日～3月22日届出分

○おたんじょうおめでとう

お名前 地区名 保護者
伊藤 想桜くん 日向1 勤貴さん

○おくやみもうしあげます

亡くなった方 年齢 地区名
新山 貞子さん (95歳) 吉野1
鈴木 憲光さん (65歳) 新栄町
湊 勝夫さん (102歳) 福島4
小笠原長幸さん (92歳) 日向3
中森 寛二さん (95歳) 福島2

運転免許更新時講習

○優良運転者講習

(福島町福祉センター)
4月13日(木)
午後6時から

○松前町の講習

(松前町総合センター)
4月19日(水)
違反講習…午前10時
優良講習…午後1時
一般講習…午後2時
初回講習…午後3時45分

無料開放!

吉岡温泉だより

4月温泉の日は **26日(水)**



温泉で心も体もリフレッシュ!
温泉の日は、ちょっと得した気分
家族みんなで温泉へ出かけましょう!

広報

ふくしま

2023 4 第797号
月号
令和5年4月1日発行

■発行/福島町 ☎(0139) 473001
http://www.town.fukushima.hokkaido.jp/
E-mail: info@town.fukushima.hokkaido.jp
■印刷/阿部総合印刷株

日曜当番医

4月2日 やまゆりクリニック
9日 (松前町立松前病院)
16日 (木古内町国保病院)
23日 小笠原クリニック
30日 (松前町立松前病院)

※診療時間は、午前9時から午後3時までです。

人口と世帯

(令和5年2月末現在)

		人口	前月比
人口	男	3,553人	-4人
	女	1,658人	-1人
世帯数		1,895人	-3人
		1,938世帯	-3世帯